

平成30年度版

八代市男女共同参画年次報告書



熊本県八代市

八代市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、自然豊かな山、川、海、そして実り多き平野に恵まれたふるさとで、性別にかかわらず自分らしくいきいきと暮らせる、だれもが住みたい、住み続けたいまち“やつしろ”を希望と誇りを持って、次世代につないでいきます。

そのために、男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”を実現します。

- 一 わたしたちは、家庭・地域・学校・職場における男女共同参画に関する教育、学習を進めて、男女共同参画意識の高いまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いや暴力をなくすとともに、健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女がともに個性と能力を発揮でき、自分らしく多様な生き方が選択できるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野へ参画し、喜びも責任も分かち合うことができるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女共同参画社会の実現に向けて、市民・地域・事業所・行政が一体となって協働するまちをめざします。

ここに、八代市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

平成21年6月19日

八代市

目 次

I	八代市男女共同参画計画の基本的な考え方	1
II	八代市男女共同参画計画の施策の体系	6
III	八代市男女共同参画計画の成果指標進捗状況及び施策実施状況	9
	八代市男女共同参画計画成果指標進捗状況	10
	基本的課題1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり	11
	基本的課題2 男女がともに互いの人権を尊重し安心して暮らせる社会づくり	16
	基本的課題3 男女がともに自分らしく多様な生き方が選択できる環境づくり	32
	基本的課題4 男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり	38
	基本的課題5 男女共同参画推進のための体制づくり	45
IV	平成 29 年度男女共同参画推進室の事業実績	50
V	データでみる八代市の男女共同参画の状況	60
	八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査	61
	男女共同参画推進室への相談状況	63
VI	資 料	64
	八代市男女共同参画推進条例	65
	八代市男女共同参画推進条例施行規則	69
	八代市男女共同参画審議会委員名簿	72
	男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧	73
	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク	79

I

八代市男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

- ◆ 男女共同参画社会基本法に男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されており、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。
- ◆ 21世紀は人権の世紀ともいわれており、男女間の不平等感や女性の人権侵害の解消が男女共同参画の根底をなすものですが、今世紀もますます進展することが予想される少子高齢化、国際化、地方分権及び地域自治などの社会経済情勢に的確に対応するためにも、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが必要不可欠となっています。
- ◆ このような状況を踏まえて、本市では男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現と地域の活性化をめざして、本市で取り組むべき男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ計画的に施策を推進するためにこの計画を策定するものです。
- ◆ この計画を具現化することにより、本市の総合計画の将来像である「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”」の実現につながります。

2 計画の性格

- ◆ この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく市町村男女共同参画計画であって、法の理念を踏まえ、国の男女共同参画基本計画（第3次）及び第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）との整合を図っています。
- ◆ この計画は、八代市男女共同参画推進条例第10条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、八代市総合計画の部門計画となります。
- ◆ この計画は、「八代市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、八代市男女共同参画審議会の意見・提言、市民ワークショップの作業結果及び市民のパブリックコメント（公募意見）を踏まえて、市民の意見を反映して策定しています。

- ◆ この計画は、全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、行政の取り組むべき施策のほか、市民、事業者の責務を掲げて、市民と行政が一体となって男女共同参画を進めるための指針となります。

3 計画の期間

この計画の期間については当初、「基本計画」が平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間、「実施計画」については 5 年間と定められました。

このたび、実施計画の 5 年を経て国、県の動向をはじめ社会情勢の変化や計画の進捗状況により見直すこととしました。「実施計画」では平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に重点的に取り組む施策について新たに定め、「基本計画」については、国の男女共同参画基本計画と県男女共同参画計画の改定状況を勘案しながら見直しを行いました。

4 基本目標（将来像）

《^{ひと}男女が性別にとらわれず、多様な価値観を認め合って、個性と能力を十分に発揮することにより、^{ひと}男女がともに支え合う 元気都市“やつしろ”の実現》

5 基本理念

基本目標を実現するため、次の基本的な考え方にに基づき、男女共同参画を推進します。

1 男女の人権の尊重と平等

個人の尊厳を重んじ、人権を尊重するとともに、女性に対するあらゆる暴力をなくし、性別による差別的取扱いをしないようにしましょう。そのためには、あらゆる場において人権尊重や男女平等を推進するための教育・学習を実施し、行動につなげましょう。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会のあらゆる活動に対して、影響を及ぼさないように配慮しましょう。そのためには、性別による偏見や固定化された役割分担意識の解消に努めましょう。

3 生涯を通じた健康への配慮

男女がそれぞれの性について理解を深めることで、妊娠や出産その他の性と生殖に関してお互いの意思が尊重され、かつ生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮しましょう。そのためには、発達段階に応じて性に関する正しい知識を身につけ、互いの心身の健康について思いやりをもちましょう。

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と仕事や地域活動、自己啓発など家庭生活以外の活動をバランスよく展開できるようにしましょう。そのためには、固定的な役割分担意識や働き方を含めた個人のライフスタイルを見直し、多様な価値観や生き方を認め合うようにしましょう。

5 政策・方針決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして市その他の団体における政策又は方針の決定に共同して参画できるようにしましょう。そのためには、あらゆる分野への女性の参画を拡大するための環境整備や支援を行うとともに、男女とりわけ女性が意欲と行動力を高めるためのエンパワーメント（自己決定や主体的に行動できる力をつける）を図りましょう。社会のあらゆる分野への男女共同参画を推進することが、地域の活性化につながります。

6 国際的協調

男女共同参画社会の形成促進が国際社会における様々な取組と連動しながら進められていることをかんがみ、国際的な協調の下に国際的な視点をもって男女共同参画を進めましょう。

6 実現したい姿

1 家庭では

- ・ 「男らしさ」「女らしさ」ととらわれず、「自分らしさ」を大切にする教育を行い、個性と多様な生き方を認め合っています。
- ・ 「男は仕事」「女は家庭」という固定化された役割分担意識にとらわれず、家族全員が家事、育児、介護などに協力し合って、明るく元気で充実した家庭生活を送っています。
- ・ 家庭内のあらゆる暴力行為がなく、家族一人一人が互いの人権と健康を尊重し合う家庭となっています。

2 学校では

- ・ 「男の子だから」「女の子だから」という性別にとらわれることなく、一人の人間として、個性を認め、能力を伸ばし、自立心を育む教育が行われています。
- ・ 人権を尊重し、男女が互いに思いやり、協力し合う力が育ち、元気な学校生活を送っています。
- ・ 進学や就職では、性別にとらわれることなく、本人の意思が尊重され、多様な選択ができるようキャリア教育が行われています。

3 地域では

- 男女が対等に地域活動の企画や方針決定に関わることにより、住みよい地域づくりに貢献しています。
- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれた古い慣習やしきたりが見直され、男女がともに心豊かに暮らせる地域となっています。
- 子ども、高齢者、障がい者に対する支援が地域活動として活発に取り組み、子ども、高齢者、障がい者が地域の人々と一緒に安心していきいきと暮らし、元気のある地域となっています。

4 職場では

- 採用、配置、賃金、昇任などの男女格差が解消され、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、いきいきと働くことができ、活気のある職場となっています。
- 育児休業、介護休業等を男女ともに取得しやすい環境が整備され、男女がともに子育てしながら働き続けることができるとともに、家庭や地域活動とバランスのとれた働き方ができるようになっています。
- セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメント、パワー・ハラスメントがなくなり、安心して快適な職場環境となっています。

5 全体では

- 家庭、学校、地域及び職場などあらゆる場において、人権、男女平等など男女共同参画社会の実現に向けた教育、学習が行われるまちなになっています。
- 個人の尊厳が重んじられ、男女の人権が確立されて性別による差別的取り扱いがなくなっています。また、女性に対するあらゆる暴力がなくなるとともに、生涯を通じた健康支援が図られ、安心していきいきと暮らせるまちなになっています。
- 女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になるためのエンパワーメントやチャレンジ支援が図られ、社会のあらゆる場で活躍しているまちなになっています。
- 男女がその能力を発揮し、対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に共同して参画することにより、やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”になっています。

II

八代市男女共同参画計画の施策の体系

施策の体系

基本的課題	施策の方向	施策の内容
1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり (男女共同参画理念の浸透)	(1)男女共同参画に関する意識の高揚	①家庭、地域、職場における男女共同参画の意識づくり
		②男女共同参画の視点に立った学校等における男女平等を推進する教育の充実
		③男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
	(2)性別による固定的な役割分担意識の解消	①ジェンダーの視点に基づいた、男女共同参画社会の形成を阻害する慣習・慣行の気づき、見直し
		②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革
	(3)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり	①男女共同参画に関する国際的な動向に対して理解し、認識を持つための情報の収集及び提供
②国際交流等による多文化理解を深める機会提供		
2 男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり (人権の確立)	(1)女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)の予防及び根絶
		②セクシュアル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント等の予防及び根絶
		③メディアにおける女性の人権への配慮
		④被害女性の保護及び支援体制の充実
	(2)生涯にわたる女性の健康づくり支援	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
		②発達段階に応じた性と生殖に関する啓発
		③ライフステージに応じたところとからだの健康づくりの推進
	(3)男性・子どもにとっての男女共同参画の推進★	①男性・子どもにとっての男女共同参画の意義の啓発★
		②ところとからだの健康づくりへの支援と相談体制の充実★
	(4)高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭等の社会参画及び自立支援	①高齢者の生きがいづくりと社会参画の促進
		②障がい者の自立支援と社会参画の促進
		③外国人の自立支援と社会参画の促進★
		④ひとり親家庭、及び経済的困難に直面する人々の自立支援と社会参画の促進 ★
		⑤女性であることでさらに困難な状況に置かれている人々等についての理解を深める人権啓発の推進★

3 男女がともに自分らしく、多様な生き方が選択できる環境づくり (ワーク・ライフ・バランスの推進)	(1)仕事と家庭生活、地域活動との両立支援	①家庭生活における男女共同参画の促進
		②地域活動における男女共同参画の促進
		③働き方の見直し支援
	(2)男女が働きやすく、働き続けられる就労環境づくり	①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
		②働きやすい就労環境の整備
		③子育て支援・介護支援の充実
4 男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり (男女共同参画によるまちづくり)	(1)政策・方針決定の場への女性の参画拡大	①女性のエンパワーメント支援
		②市の審議会・委員会等への女性の積極的登用
		③地域活動における方針決定の場への女性の参画促進
		④民間企業・団体等における方針決定の場への女性の参画促進
	(2)農林水産業・商工業など自営業における男女共同参画の推進	①女性の経営への参画促進
		②女性の起業に対する支援
	(3)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進★	①男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域おこしを通じた地域活性化★
		②防災・復興・防犯活動等における男女共同参画の推進★
	5 男女共同参画推進のための体制づくり (男女共同参画計画の推進)	(1)推進体制の充実
②市職員の意識の向上		
③計画の適正な推進のための進行管理		
④国・県・他自治体との連携強化		
(2)市民等との協働による推進		①市民活動団体の育成及び支援
		②男女共同参画活動の拠点づくり
		③民間企業・NPO等との連携

★は後期計画による新設項目

III

八代市男女共同参画計画の 成果指標進捗状況 及び 施策の実施状況

八代市男女共同参画計画 成果指標進捗状況

項目	計画改定時	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	後期目標 (H30 年度)
基本的課題1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり(男女共同参画理念の浸透)						
男女の地位の平等感について平等と思う人の割合	24.4% (H24 年度)	-	-	-	21.1%	33%
「男は仕事、女は家庭」という性別で役割を固定することに賛成しない人の割合	62.6% (H24 年度)	-	-	-	71.2%	75%
基本的課題2 男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり(人権の確立)						
次の事項で「人権が尊重されていない」と感じる人の割合	40.9%	※この項目は、市民意識調査結果によるもの。 H29 年度調査においては本項目に関連する設問を削除。				75%
・家庭内での夫から妻への暴力	42.0%	【理由】設問が県も設けていないなど、時期を失したものと 審議会での意見もあり、成果指標ではあったが、削除した。				75%
・職場でのセクシュアル・ハラスメント	(H24 年度)					
基本的課題3 男女がともに自分らしく、多様な生き方が選択できる環境づくり(ワーク・ライフ・バランスの推進)						
熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受けた事業所数	2 事業所	3 事業所	4 事業所	4 事業所	4 事業所	3 事業所以上
家族経営協定を締結している農家数	312 戸	373 戸	388 戸	406 戸	419 戸	350 戸
基本的課題4 男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり(男女共同参画によるまちづくり)						
審議会・委員会への女性の登用率	25.3%	32.0%	31.5%	30.1%	30.9%	40%以上
女性自治会長の数(割合)	7 人(1.8%)	11 人(2.9%) 377 人中	9 人(2.3%) 376 人中	10 人(2.6%) 376 人中	4 人(1.2%) 331 人中	15 人(4%)
地域協議会女性役員の数(割合)	12 人(23%)	71 人(17.1%) 416 人中	82 人(19.4%) 423 人中	81 人(18.0%) 449 人中	80 人(18.9%) 423 人中	33 人(25%)
スポーツ推進委員の女性の数(割合)	18 人(26%)	23 人(31.5%) 73 人中	23 人(31.5%) 73 人中	19 人(29.2%) 65 人中	19 人(28.8%) 66 人中	22 人(32%)
女性人権擁護委員の数	10 人(47.6%)	10 人(50.0%) 20 人中	10 人(47.6%) 21 人中	10 人(47.6%) 21 人中	8 人(38.1%) 21 人中	10~11 人 (男女半数ずつ)
女性農業委員数(割合)	2 人(5.4%)	2 人(5.4%) 37 人中	2 人(5.4%) 37 人中	2 人(5.4%) 37 人中	2 人(5.4%) 37 人中	4 人(10.8%) 以上 (全農業委員 1 割以上)
女性のJA理事の数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	3 人
女性認定農業者数(女性の単独申請及び夫婦共同申請者の計)	147 人	151 人 単独 20・共同 61・ 連名 70	144 人 単独 21・共同 60・ 連名 63	158 人 単独 22・共同 77・ 連名 59	162 人 単独 22・共同 90・ 連名 60	200 人
女性消防団員の数	24 人	32 人	32 人	32 人	31 人	50 人
基本的課題5 男女共同参画推進のための体制づくり(男女共同参画計画の推進)						
市の管理職員(課長級以上)に占める女性職員の割合	10.0%	9.5%	9.4%	7.3%	9.3%	15%
市の役付職員(係長級以上)に占める女性職員の割合	20.6%	18.8%	20.0%	19.3%	19.5%	25%
市男性職員の育児休業取得割合	0%	6.3%	0%	0%	5.3%	10%
八代市男女共同参画社会づくりネットワーク(八代みらいネット)の加入団体数	18 団体	19 団体	21 団体	23 団体	24 団体	30 団体

基本的課題1

《男女がともに育む男女共同参画の意識づくり(男女共同参画理念の浸透)》

【施策の方向】

(1)男女共同参画に関する意識の高揚

① 家庭、地域、職場における男女共同参画の意識づくり

No.	具体的施策	担当課	29年度の実績	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
1	市民団体等が主催する講座、研修会などの男女共同参画推進活動の支援	人権政策課	市内の学校、事業所、NPO その他の団体等が行う研修会にアドバイザーの派遣した。派遣事業についてのチラシを市内事業所・学校に郵送し、周知を図った。	H29 同様に実施するとともに、市ホームページを活用し、セミナーやイベントの情報提供を積極的に行う。また、年4回程度は市ホームページにおいて男女共同参画に係る情報発信を行い啓発を図る。	様々な機会を活用した派遣事業等の周知が必要	
		生涯学習課	家庭教育学級などで実施する事業において、社会教育指導員や生涯学習指導者名簿から講師の紹介を行った。	引き続き家庭教育学級など、各種事業について、生涯学習指導者名簿や社会教育指導員の活用を進め、啓発を行っていく。	各校区から職員を集約したことによる、各団体とのコミュニケーション不足の解消を図る。	
		学校教育課	八代地域人権子ども集会フェスティバル in やつしろを八代厚生会館で実施し、部落差別をはじめ、すべての差別をなくす取組を行った。平成29年度も参加者が1000人を超えた。(園児、児童生徒、保護者、教職員、市民等)	八代地域人権子ども集会フェスティバル in やつしろを八代市総合体育館で実施予定	地域住民の参加をさらに増やすことが必要である。	
2	男女共同参画週間の周知・啓発	人権政策課	6月23日～29日の男女共同参画週間において市広報紙、HPで周知・啓発を行った。	6月23日～29日の男女共同参画週間にあわせ、広報誌やホームページ等を利用し情報を提供する。	より効果的な啓発手法の検討	
3	市立図書館における関係資料の充実	生涯学習課	図書館全体での資料数300冊程度を目標に、9冊の図書を収集した。現在313冊。	計画なし	なし	
4	啓発用教材の貸出し	人権政策課	人権啓発資料：168本 うち男女共同参画関係：6本 29年度人権啓発資料の貸出し実績133回、うち男女共同参画に関する実績：9回	H29同様に実施する。	貸出し制度の周知を図るとともに、資料の充実を図っていく。	

② 男女共同参画の視点に立った学校等における男女平等を推進する教育の充実

No.	具体的施策	担当課	29年度の実績	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
5	男女共同参画標語掲示板による啓発	人権政策課	平成24年度までの3カ年計画により、市内全小・中・特別支援学校への設置が完了している。	各校とも校門近くに設置しており、児童・生徒・保護者・地域への啓発に役立っている。	学校への設置により、児童・生徒・保護者はもとより地域住民への啓発に繋がっている。今後は経年後の改修について検討が必要。	

6	個性と能力を認める キャリア教育の推進	学校教育課	児童、生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に 進路を選択する能力を身に付けるキャリア教育を推進 した。また、性別による固定的な役割分担意識にとら われない進路指導を行った。	キャリア教育、進路指導を充実していく予定。	学校職員のキャリア教育に ついての研修の時間を確保 していくこと。	
7	教職員、保育士に 対する意識啓発	学校教育課	人権教育研修の一環として共同参画にかかる研修を 実施した学校を含めると校内研修における実施率は10 0%を達成した。	引き続き校内研修の実施を呼びかけるとも に、内容の充実を促していく。	男女共同参画をテーマに した研修の実施を増やすこ とは困難である。他の人権課題 と効果的に結び付けた研修 の実施を促していく。	
		こども未来課	29年度中は5回延べ15名の保育士が人権研修へ 参加した。	29年度同様、各種研修への参加により意識 の啓発を図る。	研修の多くが、平日の保育時 間中にあるため、一度にたく さんの人数の参加が難しい。	
8	保護者等に対する 意識啓発	生涯学習課	未実施	計画なし	学校等における推進は実施 できない。	実際、PTA に対す る意識啓発につい ては担当課から学 校に対しての働き かけはあっている。 実施できないとい うことはない。
		こども未来課	未実施	計画なし	保育所という性質上、保護者 が稼働をしている時間に児 童を保育するため、保護者 に対する取り組みはなかなか 難しい。	
9	男女平等教育及び 男女共同参画に関 する教育の充実	学校教育課	各学校の年間計画に明確に位置付けるとともに、女性 の人権や男女平等に関する授業を実施した。	今年度も継続して各学校の年間計画に明確に 位置付けるとともに、女性の人権や男女平等 に関する授業を実施ように働きかけを行う。	既存の教科の指導内容との 関連を深めながら、男女共同 参画の意識を男女ともに高 めていくことが必要である。	
10	男女共同参画に関 する教材の活用及 び作成	学校教育課	男女共同参画中学生用学習資料「共に輝く未来へ」の 周知と活用の啓発を行った。	本年度も、男女共同参画中学生用学習資料「共 に輝く未来へ」の活用を積極的に促していく。	教科等の教育課程にはそれ ぞれ年間計画があり、本教材 を活用して特設の授業を設 定することは困難である。	

		教育サポートセンター	学校教育における男女共同参画や男女平等を推進するため、国及び県で作成している教材を活用するとともに、独自の教材を作成し、授業に活用した。	郷土学習資料（やつしろ行って見マップ、わたしたちの八代市、未来につなごう美しき八代）を改訂	年間計画立案の段階で組み込んでおくよう助言していかねばならない。	
--	--	------------	--	---	----------------------------------	--

③ 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

No.	具体的施策	担当課	29年度取り組み	30年度取り組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
11	情報誌発行による啓発	人権政策課	公募による編集スタッフと協働で作成・発行。12月発行の市報と同時に市内全世帯配布した。	H29同様に実施する。	男女共同参画の情報誌として、社会情勢などを反映したより適切なテーマ設定	
12	広報紙等による啓発	人権政策課	広報やつしろへの男女共同に関する特集記事掲載（9月号） その他、年間を通じて広報紙での情報提供等を行う。	様々なテーマについて、四半期毎にHPでの情報発信を行う。また、PTAや地域における研修会等あらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する情報を提供し啓発を図る。	地域社会に対する積極的な情報発信	
13	イベント、講演会、講座等による啓発	人権政策課	「いっそDEフェスタ2018」を開催し、参加者の意識啓発につなげた。男女共同参画に関する講演会とワークショップ、女性の起業支援の一環としたハンドメイドフリーマーケット等を実施した、講演会350人、その他600人	啓発イベントの「いっそDEフェスタ2019」を開催予定	市民団体のワークショップへの参画促進と幅広い年代の参加に繋がる企画の検討	
14	八代市男女共同参画宣言都市宣言文による啓発	人権政策課	広報やつしろ特集記事での宣言文を掲載（9月号）	引き続き、あらゆる機会を通じて、宣言文による男女共同参画意識の高揚を図る。	イベント等での積極的な周知	
15	市民意識の把握	人権政策課	平成29年度に市民意識調査を実施	5年に1回で実施しているため、30年度は実施なし	特になし	
16	情報の収集及び提供	人権政策課	国や他自治体から統計や情報誌等の収集、提供を受けるとともに、市民・市民団体への啓発活動の際に情報を提供。また国、県からの情報を市ホームページや広報紙を通じて周知を図った。	H29年度と同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	

【施策の方向】

(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消

① ジェンダーの視点に基づいた男女共同参画社会の形成を阻害する慣習、慣行の気づき、見直し

No.	具体的施策	担当課	29年度取り組み	30年度取り組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
17	男女共同参画を阻害する慣習、慣行の見直しのための啓発	人権政策課	「職業における性別の固定観念をなくす」をテーマに情報誌を発行した。また、様々な人権課題をテーマに「おもいやりミニ講座」を開催した。	H29年度同様、様々な人権課題をテーマに「おもいやりミニ講座」を開催する。また、「ジェンダーかるた」を活用した出前講座を行う。	家庭、地域社会への啓発が必要。参加しやすい開催手法の検討	
		学校教育課	さまざまな人権課題の学習を通して、不合理な慣習や習慣に気づき、自らの生活と関連させて考え、判断できる態度や能力の育成を促した。また、男女混合名簿未実施校に対し、引き続きできる部分からの実施を促した。	引き続き、さまざまな人権課題の学習を通して、不合理な慣習や習慣に気づき、自らの生活と関連させて考えて判断し、不合理な慣習や習慣を積極定期に改めていこうとする態度や能力及びの育成を促していく。また、男女混合名簿未実施校に対し、積極的な改善を促していく。	改善には家庭や地域社会への啓発が必要である。	
		生涯学習課	家庭教育学級・公民館講座等、学習の場を通じて、男女平等の推進を図り、市民がジェンダーに捉われない意識を持つ活動を推進した。	引き続き、各学級・講座等において、学習活動を通じて啓発を行う。	男女共同参画については、現在も誤った認識が見られる場合がある。	
18	ジェンダーに関する分かりやすい広報、啓発活動の推進	人権政策課	市民団体と協力し、ジェンダーに関するわかりやすい啓発ツールの、「ジェンダーかるた」を作成・活用し、市民向けのワークショップを開催した。	H29年度と同様に実施する。	時代に合わせた「ジェンダーかるた」の内容見直し	

② 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革

No.	具体的施策	担当課	29年度取り組み	30年度取り組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
19	性別による固定的な役割分担意識の解消のための広報啓発	人権政策課	「職業における性別の固定観念をなくす」をテーマに情報誌を発行した。また、様々な人権課題をテーマに「おもいやりミニ講座」を開催した。事業所を対象にワークライフバランス、アドバイザー派遣についてのチラシ配布や男女共同参画優良事業者表彰などの情報提供を行った。	ワークライフバランスなどをテーマに男女共同参画推進セミナーを開催し、性別役割分担の見直しなども含め啓発を行う。	今後もアドバイザー派遣事業の周知を図るとともに、情報発信や情報提供をさらに進めることが必要。	

	生涯学習課	未実施	計画なし	公民館が新体制になり、各校区で作成していた公民館便りを廃止したため	
	商工政策課	人事担当者や、中堅社員、入社一年未満の新入社員等を対象にしたセミナーを県が実施しているため、そのセミナーに関するチラシを窓口を設置するとともに、地場企業へ配布し、周知を図った。	人事担当者や、中堅社員、入社一年未満の新入社員等を対象にしたセミナーを県が実施しているため、そのセミナーに関するチラシを窓口を設置するとともに、地場企業へ配布し、周知を行う。	セミナーに関するチラシの窓口設置や地場企業へチラシ配布により、広く周知ができたと考える。	

【施策の方向】

(3)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

① 男女共同参画に関する国際的な動向に対して理解し、認識を持つための情報の収集及び提供

No.	具体的施策	担当課	29年度取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
20	国際的な情報の提供	人権政策課	人権啓発センターに情報誌や配付資料を設置し、国際的な動きを含めた情報を提供した。ホームページにおいても、県や国のホームページへリンクできるようにした。	情報の提供により啓発につながった。	積極的な情報の収集と、情報提供の手法の検討。	

② 国際交流等による多文化理解を深める機会提供

No.	具体的施策	担当課	28年度取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
21	在住・滞在外国人との交流	国際課	(1) 青年海外協力隊経験者の生の声を聞くことで、開発途上国に対する子どもたちの現状を学び、開発途上国と日本の関わりへの理解を深めることに寄与した。 H29年度は9校で725名の生徒・児童に対して実施した。 八竜小学校 1/30 有佐小学校 12/6 千丁小学校 1/31 第六中学校 12/19 鏡小学校 2/6 麦島小学校 9/3 郡築小学校 6/23 八代小学校 9/26 植柳小学校 3/6 (2) 市民向け多文化共生講座の実施し、H29年度は技能実習生の受入が多い校区への講座実施と日本語支援ボランティア要請講座と題して外国人への日本語学習サポートに関する理解を深めた。 鏡地区 2/15 郡築 2/22 金剛 2/26 ハーモニーホール 2/25,3/11	(1) 昨年同様「おしえて青年海外協力隊」開催する。募集校数は8校を予定としている。 (2) 内容は未定だが実施を予定している。	今後も継続的な実施が必要である。	

		学校教育課	授業内外において、児童生徒がALT（外国語指導助手）との交流の時間を多く設定することで、児童生徒が、他国の文化や言葉について学ぶ機会を多く設けた。また、夏休みに1日ALTとの交流をとおして英語を楽しむ、チャレンジングリッシュの実施、ALT通信の発行などをおして、児童生徒が英語に触れ異文化理解を図るよう努めた。	ALT（外国語指導助手）を活用することで、言語の習得とともに、異文化を体験しながら、男女の人権や男女共同参画に関する文化、慣習等を学ぶ機会を得るよう努める。チャレンジングリッシュにおいては、児童や保護者から好評であり、児童が英語に興味をもつきっかけとなるので、今年度も継続・発展させていく。	学校数に対して、ALTの人数が不足していること。	
22	国や県、国際交流団体などが行う国際交流活動への協力・支援	秘書広報課	国際協力機構（JICA）のポスターを掲示し、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアの周知、募集説明会の案内等、市HPなどを活用して行った。	昨年度に引き続き啓発活動を行う。	今後も継続的な実施が必要である。	

基本的課題 2

《男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり(人権の確立)》

【施策の方向】

(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶

① ドメスティック・バイオレンス(DV)の予防及び根絶

No.	具体的施策	担当課	29年度の実績	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
23	ドメスティック・バイオレンスの予防及び根絶に向けた啓発活動の推進	人権政策課	人権相談窓口・ヤングテレホン案内カードを市内学校に配布。	H29年度と同様に実施するとともに、HPでの「女性と暴力」をテーマにした情報発信を行う。	今後も継続的な実施が必要	
		こども未来課	やつしろあったかねっとにDV防止等の記事を掲載し意識啓発を行った。また、女性に対する暴力をなくす運動(11/12~25)にあわせて、市報やFMやつしろにて広報を行った。	29年度同様、広報・啓発活動を行う。	意識啓発以外に相談や支援の窓口もあわせて周知を図る。	
24	デートDV防止教育の推進	学校教育課	すべての学校において「心のアンケート」を実施するとともに、いじめ根絶月間を設け、各種取組を実施し、いじめの早期発見・早期対応に取り組んだ。	今年度も「心のアンケート」を実施予定。	デートDV防止教育の直接的な取組が、小中学生には難しい面がある。「心のアンケート」を実施し、いじめ根絶の取組を充実させていく。	

		人権政策課	市内中学校・高校で開催される「デートDV防止学習会」に対しアドバイザーを派遣した。	29年度と同様に実施する。	謝礼の市規定額で対応してもらえる講師の確保	
25	男女間における暴力の実態・意識の把握	人権政策課	平成24年度に市民意識調査を実施。次回は平成29年度予定。	5年に1回で実施しているため、30年度は実施なし	今後も継続的な実施が必要	
26	要保護児童等への対応	こども未来課	配偶者に対するDVと児童に対する虐待など複合的なケースも見られ、支援が必要な子育て家庭への対応をしている。特に支援が必要なケースは、市要保護児童対策地域協議会において、個別ケース検討会議を行い、関係機関の連携、情報共有を図り、支援体制を図っている。	29年度同様、対応する。	支援が必要な子育て家庭ケースに対して、関係機関の更なる連携が必要である。国・県・市町村の役割の明確化などにより、市の役割も大きくなっており、さらに対応が図られるように、支援体制等を検討する。	

17

② セクシュアル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント等の予防及び根絶

No.	具体的施策	担当課	29年度の取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
27	ハラスメント等の防止に向けた広報啓発の推進	商工政策課	男女雇用機会均等月間に啓発パンフレットを窓口に設置。また、企業訪問時の提要資料としても活用し、広く周知啓発を行った。	男女雇用機会均等月間に啓発パンフレットを窓口に設置。	日ごろの営業、生産活動で忙しくされている企業も多く、意識付けのためには継続した啓発が必要である。	
		人権政策課	市アドバイザー派遣事業・男女共同参画優良事業者表彰制度についての案内及び啓発チラシを市内事業所に郵送し研修会の開催と意識啓発を呼びかけた。	H29年度同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要。	

③ メディアにおける女性の人権への配慮

No.	具体的施策	担当課	29年度の実施内容	30年度実施予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
28	人権尊重、互いの性を尊重する意識づくりのための教育・啓発活動の推進	人権政策課	人権子ども集会フェスティバル、人権セミナーやつしろなどの開催。人権作品の募集、表彰、展示。人権啓発DVD等の貸出し等	各種セミナーやイベント等の開催により、人権問題についての正しい理解と人権意識の高揚を図る機会を提供する。	適宜、実施方法や内容の見直しを行い、さらなる成果の向上と内容の充実を図る必要がある。	
29	男女共同参画の視点に立った行政刊行物等における表現の配慮	全課かい（人権政策課）	作成にあたっては、男女平等に配慮した表現及び内容に留意するように取り組み、不適切な表現については適宜、助言及び指導を行った。	前年度同様に取り組む。	広報物の発行などの際の男女共同参画の視点に立った表現について、職員に周知を図る。	
30	性に関する有害環境の整備	人権政策課	青少年室による街頭指導を実施し、有害図書等の販売機を発見した場合には、県に通報している。	H29年度同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	
31	メディア情報の読解及び発信能力向上のための学習機会の提供・啓発	人権政策課	人権おもいやりミニ講座において、「インターネット上の人権」講座を開催。	市民団体を対象に「メディアリテラシー」をテーマに学習会を開催	関係機関と連携し、効果的な意識啓発活動を展開する必要がある。	

④ 被害女性の保護及び支援体制の充実

No.	具体的施策	担当課	29年度の実施内容	30年度実施予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
32	相談窓口の充実強化	市民活動政策課	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の研修参加支援、各種勉強会及び研修会 国民生活センター主催の研修出席 各種相談との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員の研修参加支援、各種勉強会及び研修会 国民生活センター主催の研修出席 各種相談との連携強化 	消費者問題は年々複雑化しているため今後も更なるスキルアップのための研修参加が必要	
		こども未来課	DV等の相談受付、一時保護、施設入所、各種手続きなど対応を行っている。また、市民相談室に婦人相談員を配置し、DVや離婚、男女問題など相談を受け、助言や関係機関へのつなぎなどを行っている。婦人相談員と連携して支援を行っている。	29年度同様取り組んでいく。	相談窓口等の更なる周知が必要。	

		教育サポートセンター	教育サポーター、子ども支援相談室、特別支援アドバイザーが相互に連携しながら、相談者に対してきめ細かな相談体制を確立する	教育サポーター、子ども支援相談室の相談体制を確立	サポーター、相談員の勤務時間	
		人権政策課	女性相談員研修やデートDVに関する研修会への相談員を派遣し、相談員のスキルアップを図った。	H29年度同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	
33	相談体制の充実	人権政策課	男女共同参画専門委員として弁護士2名、臨床心理士1名を配置。また、人権相談員・青少年相談員各2名による相談対応	H29年度同様に実施し、さらに人権侵害案件に対して、より専門的な助言を行うために「人権特別相談員」を新たに設置。	今後も継続的な実施が必要	
34	関係機関との連携強化	こども未来課	相談及び支援機関である警察署、県女性相談センターと連携し、相談受付、一時保護、施設入所、各種手続きなど対応を行っている。	29年度同様取り組んでいく。	関係機関の更なる連携が必要。	
		人権政策課	ケースによっては警察、裁判所、医療機関と連携を行い、相談者への対応を行っている。	H29年度同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	
35	被害女性への支援体制の強化	こども未来課	相談及び支援機関である警察署、県女性相談センターと連携し、相談受付、一時保護、施設入所、各種手続きなど対応を行っている。	29年度同様取り組んでいく。	関係機関の更なる連携が必要。	

(2)生涯にわたる女性の健康づくり支援

① リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

No.	具体的施策	担当課	29年度の実施	30年度実施予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
36	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	人権政策課	市ホームページにリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて掲載し、女性の健康情報については、詳しく掲載した県等のホームページにリンクできるようにしている。	H29年度同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	

37	妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 897 人、妊娠 11 週までの早期届出 92.4% 妊婦健康診査実受診者数 1,457 人 妊婦健康診査(14 回助成)延べ 11,640 件受診 妊産婦訪問 970 件 育児相談 4,993 件 両親学級 151 組の夫婦出席 出産後の親子 30 組が子育ての先輩パパママとして参加。 	<p>安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実を図っていく。特に、母子手帳交付時に全妊婦へ面接を行い、アセスメントをすることで必要な妊産婦に対し支援プランを作成し、早期支援を行う。</p> <p>施策の内容が合っておらず、③ ライフステージに応じたところとからだの健康づくりの推進が適当と思われる。</p>	<p>平成30年度より、妊娠期より子育て期まで切れ目のない支援を目指し、事業体制の構築及びスタッフ間の共有を図っていく必要がある。</p>	
----	---------------------	-------	--	--	---	--

② 発達段階に応じた性と生殖に関する意識の啓発

No.	具体的施策	担当課	29 年度 の 取 組 み	30 年度 取 組 み 予 定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
38	学校における適切な性教育の推進	学校教育課	<p>「性に関する指導における留意点」を念頭に、学校における指導の充実を図った。</p> <p>(1) 指導計画に基づく組織的・計画的な指導であること</p> <p>(2) 教育的価値のある内容であること</p> <p>(3) 発達段階に応じた指導であること</p> <p>(4) 保護者の理解を得られること</p> <p>(5) 集団指導と個別指導を相互に補完すること</p>	<p>性に関する指導については、科学的知識を中心とした性教育だけではなく、人間関係の築き方、社会性など、その前提となる内容を併せて、小学校低学年から発達段階に応じて適切に行うよう促す。</p>	<p>校内研修等活用して全職員が共通認識のもと実践していくことが大切である。</p>	
39	性に関する学習機会の提供	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳交付時やポスター掲示等でのマタニティマーク周知 両親学級で、夫や家族の妊娠子育てに対する理解と協力をもらえるような妊婦疑似体験や、子育て体験等の内容を取り入れて実施。12 回実施し 136 組参加。 中学校等性教育 5 回 445 人 平成 28 年 人工死産率 11.5%(出産千対) H27 年度 15.7%だったため減少した。 	<p>妊娠前の健やかな生活習慣や命を大切にするための情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌・HP 等による周知啓発 マタニティマーク周知 両親学級実施 学校等の性教育活動へ必要な情報提供を行う。 	<p>高齢や若年妊娠出産などに対してきめ細やかな相談支援が求められている。</p> <p>妊娠・出産に対する正しい知識の普及啓発を行っていく必要がある。</p>	

③ ライフステージに応じたところとからだの健康づくりの推進

No	具体的施策	担当課	28年度の実績	各課の評価と課題	29年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
40	家庭、学校などにおける食育の推進	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査時栄養相談集団指導 3,863人 ・離乳食教室 14回 参加者 166組 ・食育教室（保育園・学校等の依頼により実施）57回 2,173人 	<ul style="list-style-type: none"> ・各乳幼児健診にて栄養相談（集団・個別）を継続実施。保健相談、歯科相談でも生活リズムや家族を含めた食事・おやつとの与え方について相談、指導を実施。 ・離乳食教室 ・保育園、幼稚園、小中学校、高校と連携した食育教室を開催し、調理実習等体験を通じた食育の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種乳幼児健康診査の栄養相談では、食事に困っている保護者は半数以上占めている。 	
		学校教育課	<p>平成29年度食育体験活動育成事業「食育推進校」を金剛小学校に委嘱し、研究を進めた。「キラッと輝く金剛っ子の育成」～食に関する体験活動を通して～のテーマのもと、学校・家庭・地域・関係機関等と連携した取組を行うことで、食物を育てる喜び、生命を尊重し食に対する感謝の念を持つ児童を育成することができた。</p>	<p>平成30年度食育体験活動育成事業「食育推進校」を東陽小学校に委嘱し、研究を進めていく。</p> <p>○児童の実態を把握し、発達段階に応じた食育の推進を図る。</p> <p>○学校・家庭・地域との連携を図り、児童の食生活の実態から課題を把握し、それらの情報を家庭や地域に発信する。</p>	<p>東陽小学校の取組については、平成31年度県大会で発表する予定である。食育推進校における取組や児童生徒の食に関する課題を関係者間で共有し、八代市における食育推進につなげていく。</p>	
		こども未来課	<p>保育園で行っている主な食育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菜園活動：児童が自分たちで甘藷や大根等の野菜を栽培し、食物を身近に感じてもらう。 ・クッキング活動：自分たちで栽培した食物を料理する。 ・食に関する絵本の読み聞かせ（食に関する紙芝居、エプロンシアター・パネルシアター、歌や手遊び） ・4つのお皿ランチョンマットの使用・食育ボードの活用：材料、タンパク質、ビタミンなどの栄養素の学習 ・老人会や婦人会、JA、ヘルスメイトとの交流活動 ・保護者に対する給食試食会・入園児の離乳食や食物アレルギーに関する調査・幼小中高との食育交流 	<p>29年度同様取り組んでいく。</p>	<p>平素より家庭においても取り組んでいただけるよう、保護者への更なる理解の促進が必要。</p>	

		農林水産政策課	食育・地産地消フォーラムを開催し、市民の意識醸成を図った。参加者 200 名 金剛小学校、東陽小学校による食育事業等を行った。	学校給食サイドとの連携により学校給食への地産地消の推進を図る	学校給食及び教育部門のこれまでの流通慣行等との調整	
41	食生活改善活動の推進	健康推進課	・食生活改善推進員養成講座の実施 16 名受講し、推進員として入会。 ・各地区の食生活改善活動 635 回 4,997 人	地域での食育を推進するため、食生活改善推進員の養成や活動の支援を行う。 ・食生活改善推進員養成講座の実施 ・各地区の食生活改善活動の実施	食生活改善推進員の増加と推進員活動の活性化	
42	各種健診事業の充実及び受診率の向上	健康推進課	* () 女性の人数 ・特定健診 8,518 人 (4,863 人) ・高齢者健診 1,924 人 (1,089 人) ・基本健診 23 人 (17 人) ・ヤング健診 432 人 (326 人) ・乳がん検診 40 歳以上 4,707 人 再) 無料クーポン 512 人 39 歳以下 (ヤング健診) 215 人 ・子宮がん検診 4,549 人 再) 無料クーポン 245 人 ・肺がん (結核) 検診 7,521 人 (4,397 人) ・大腸がん検診 6,443 人 (3,890 人) 再) 無料クーポン 130 人 ・胃がん検診 3,698 人 (1,919 人) ・腹部超音波検診 7,563 人 (4,635 人)	複合健診・巡回健診・医療機関健診により、特定健診等の各種健診を実施する。 乳がん (41・51 歳)・子宮がん (21・31 歳)・大腸がん (41 歳) に対して、無料クーポン送付を実施する。また、40 歳に対して特定健診の無料を実施する。 新規事業の「健康づくり応援ポイント」を活用した受診率向上の体制を構築する。 治療中の方の特定健診受診の協力依頼を行なう。	未受診の理由では「治療中だから受けない」という回答が多い。医療機関と連携した健診の受診率向上の体制の構築が必要である。 集団の複合健診・巡回健診と個別の医療機関健診等、受診しやすい健診体制整備が必要である。	

43	生活習慣病、こころの病の予防に関する知識の普及及び啓発	健康推進課	<p>乳幼児健診等を通じて、子供のころからの生活習慣病予防の必要性や方法について保健指導を実施。2歳児歯科健診時の保護者323名に対し体組成計測定及び保健指導実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報やつしろ7月号に「熱中症」11月号に「生活習慣病予防」の特集号掲載 ・健康教育1,016人、健康相談4,537人、ヤグ健診後の健診結果に基づく保健指導57人、特定保健指導637人 ・自殺予防週間(9月)にFMやつしろインフォメーションにてPR、また広報やつしろ特集号で1ページ掲載した。 ・自殺対策強化月間(3月)に保健センター内にポスター掲示やパンフレット配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やつしろ7月号に「熱中症予防、ガン予防」掲載。11月号に「生活習慣病予防講演会」掲載、実施。 ・健康教育、健康相談(含随時)、ヤング健診後の保健指導実施。 ・広報やつしろ9月号に「こころの健康講演会」掲載、実施。ゲートキーパー養成講座を10月頃に2回実施。心理士による「こころの健康相談」を2回/月と随時にも実施。9月の自殺予防週間時にFMやつしろにてPR。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺者数は、平成24年から平成26年までは、減少していたが、平成27年は上昇している。自殺死亡率は全国及び県よりも高い結果となっている。 ・生活習慣病予防講演会とこころの健康講演会の若い年代の参加者が少ない。 	
44	育児不安への適切な対応	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4ヶ月までを対象とした乳児家庭全戸訪問事業：924件(実施率99.3%) ・支援が必要は乳幼児や保護者に対し(延)848件の訪問等による相談支援実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月までを対象とした乳児家庭全戸訪問事業(目標：100%)実施 ・養育支援訪問事業の充実 	<p>望まない妊娠、出産後の産後うつや育児不安、育児環境に問題抱えた家庭は増加傾向にある。産後うつや育児不安が強い場合、こころの相談や医療機関等の関係機関と連携した早期支援が必要。</p>	
45	スポーツによる健康づくりの推進	スポーツ振興課	<ol style="list-style-type: none"> ①ニュースポーツ普及事業 内容：校区スポーツ推進委員が主体となり開催 成果：3校区(3回)で開催され223名が参加。 ②スポーツ推進委員派遣事業 内容：学校や社会教育団体等のレクリエーション活動や体力測定の指導を行った。 成果：26件、2,449名が参加。 ③ニュースポーツ大会 内容：ニュースポーツの普及推進のため大会を開催。 成果：24チーム135名が参加。 ④チャレンジ・ザ・ゲーム大会 内容：遊び感覚で気軽に参加できるスポーツの推進のため大会を開催。 成果：9チーム、62名が参加。 	<ol style="list-style-type: none"> ①ニュースポーツ普及事業・・・スポーツ推進委員派遣事業と統合し、市内全校区での開催を目指す。 ②ニュースポーツ普及事業・スポーツ推進委員派遣事業・・・派遣依頼に対応しながらニュースポーツの指導力向上に努める。 ③ニュースポーツ大会・・・参加チーム数の増加に努める。 ④チャレンジ・ザ・ゲーム大会・・・種目数を増やし、継続開催に努める。 	<p>ニュースポーツ大会は毎年継続開催している大会である。昨年度は一昨年度に比べて参加人数が増加した。</p> <p>ニュースポーツ普及事業とスポーツ推進委員派遣事業は一昨年の熊本地震の影響により、どちらも依頼申請数が減少したまま推移した。</p> <p>ニュースポーツ普及事業やスポーツ推進委員派遣事業など、様々な媒体で周知広報し普及推進に努めたい。</p>	

【施策の方向】

(3) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

① 男性・子どもにとっての男女共同参画の意義の啓発

No.	具体的施策	担当課	29年度取り組み	30年度取り組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
46	男性や子どもにとっての男女共同参画についての啓発	人権政策課	未実施	ワークライフバランスなどをテーマに男女共同参画推進セミナーを開催し、性別役割分担の見直しなども含め啓発を行う。	男性だけを限定した内容での啓発は行っていないが、男女ともに受講できる体制をとり啓発を継続して実施したい。セミナー等の開催に限らず、HP等を活用し、啓発を図る。	
47	デートDV防止教育の推進(再掲)	学校教育課	すべての学校において「心のアンケート」を実施するとともに、いじめ根絶月間を設け、各種取組を実施し、いじめの早期発見・早期対応に取り組んだ。	今年度も「心のアンケート」を実施予定。	デートDV防止教育の直接的な取組が、小中学生には難しい面がある。	
		人権政策課	市内中学校・高校で開催される「デートDV防止学習会」に対しアドバイザーを派遣した。	H29年度と同様に実施する。	謝礼の市規定額で対応してもらえる講師の確保	

② ころとからだの健康づくりへの支援と相談体制の充実

No.	具体的施策	担当課	29年度取り組み	30年度取り組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
48	ころとからだの健康づくりの普及	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ころの健康相談 42件 ・ゲートキーパー養成研修 3回 269名 対象は地域の民生委員 ・ころの健康づくり講演会 参加者 131名 内容は「より良く生きやすくなる方法」 	<p>具体的な施策をころの健康づくりの推進と相談体制の充実とし、No.49と合わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月「ころの健康講演会」開催 ・ゲートキーパー養成講座を10月頃に2回実施。 ・心理士による「ころの健康相談」を2回/月と随時にも実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の講演会の参加者が少ない。 ・自殺死亡率は全国及び県よりも高い結果となっている。 ・ころの健康相談は、30～40歳代の女性の利用が多い。産後うつ、育児不安、家族関係等の相談が増えている。 	

49	相談体制の充実	市民活動政策課	<ul style="list-style-type: none"> 身近な相談員育成セミナーを実施 地域の消費者相談等に応じる地域人材の育成 多重債務問題庁内連絡会議の開催 16課に呼びかけ連絡会議を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な相談員育成セミナー 多重債務問題庁内連絡会議（16課） 	消費者トラブルが多様化、複雑化する中、今後も地域の人材育成が必要	
		健康推進課	こころの健康相談月2回、定期外も対応 49件 ゲートキーパー養成研修 1回 5名 対象は食生活改善推進員養成講座の新人	自殺に傾いた人やうつの方などへの早期発見や対応についての理解が深まった。	こころの健康相談、ゲートキーパー養成研修の実施。	
		人権政策課	各種相談業務研修会参加による相談員のスキル向上や、相談しやすい環境づくりに努めた。	H29年度同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	
		商工政策課	企業を訪問した際、従業員の生活面に関する相談を受けた場合には、関連する部署へ引継ぎ、個々の事案に対応。また、職業相談室においても総合的に相談支援を実施した。	企業を訪問した際、従業員の生活面に関する相談を受けた場合には、関連する部署へ引継ぎ、個々の事案に対応。また、職業相談室においても総合的に相談支援を実施。	個別の相談に対応していくには関連部署との連携が不可欠であることから、職員のスキルアップを図るとともに情報共有を強化していく必要がある。	
50	要保護児童等への対応 (再掲)	こども未来課	配偶者に対するDVと児童に対する虐待など複合的なケースも見られ、支援が必要な子育て家庭への対応をしている。特に支援が必要なケースは、市要保護児童対策地域協議会において、個別ケース検討会議を行い、関係機関の連携、情報共有を図り、支援体制を図っている。	29年度同様、対応する。	支援が必要な子育て家庭ケースに対して、関係機関の更なる連携が必要である。	
51	性に関する有害環境の整備 (再掲)	人権政策課	青少年室による街頭指導を実施し、有害図書等の販売機を発見した場合には、県に通報している。	H29年度同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	
52	学校における適切な性教育の推進 (再掲)	学校教育課	「性に関する指導における留意点」を念頭に、学校における指導の充実を図った。 (1) 指導計画に基づく組織的・計画的な指導であること (2) 教育的価値のある内容であること (3) 発達段階に応じた指導であること (4) 保護者の理解を得られること (5) 集団指導と個別指導を相互に補完すること	性に関する指導については、科学的知識を中心とした性教育だけではなく、人間関係の築き方、社会性など、その前提となる内容を併せて、小学校低学年から発達段階に応じて適切に行うよう促す。	校内研修等活用して全職員が共通認識のもと実践していくことが大切である。	

【施策の方向】

(4) 高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭等の社会参画及び自立支援

① 高齢者の生きがいづくりと社会参画

No.	具体的施策 取組内容	担当課	29年度取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
53	高齢者の就労、市民活動及び地域活動への参加の支援	長寿支援課	八代市シルバー人材センターに対し、運営費・事業費を補助することで、会員登録の高齢者の臨時的・短期的な就業機会の確保と活動促進を支援した。	八代市シルバー人材センターに対し、運営費・事業費を補助することで、会員登録の高齢者の臨時的・短期的な就業機会の確保と活動促進を支援する。	高齢者が生きがいを持って働くことができる場が確保されており、また会員登録数も増加している。	
		市民活動政策課	「市民活動団体一覧」の作成 「やつしろNPO情報！」の発行	「市民活動団体一覧」の作成をすすめる 「やつしろNPO情報！」を年4回発行予定	地域活動の情報を提供するために、市内の市民活動団体の把握が必要である	
		商工政策課	サンライフ八代に「職業相談室」を設置し、平成29年度は、65歳以上の高齢者の31名の常勤就職につながった。	引き続き「職業相談室」を設置し、高齢者の就労を支援していく。	「職業相談事業」については特に中高年者の利用が多く、就労の場の確保には有効な事業であると考えている。	
54	高齢者の学習、スポーツ、レクリエーションの機会の提供	長寿支援課	①いきいきサロン事業 設置数 227箇所 ②老人社会参加事業 趣味講座 540回 ③ふれあい高齢者訪問奉仕 シルバーヘルパー数 423名 ④老人クラブ助成事業 老人クラブ数 136クラブ 会員数 5,628名	①いきいきサロン事業 設置数 227箇所予定 ②老人社会参加事業 趣味講座 540回予定 ③ふれあい高齢者訪問奉仕 シルバーヘルパー数 458名 ④老人クラブ助成事業 老人クラブ数 128クラブ 会員数 5,313名	①～④については、実働者の高齢化や担い手不足等により、事業開催や運営に苦慮している地区もあるため、地域における高齢者の学習やレクリエーション等の自主的な活動が広く実施されるよう継続的に支援する必要がある。	
		生涯学習課	各種講座（健康づくり・健康マージャン・スマホ・そろばん等）を通して学習の場を提供した。	引き続き、各地域において学習の場を提供する。		

		スポーツ振興課	<p>①ニュースポーツ普及事業 内容：校区スポーツ推進委員が主体となり開催 成果：3 校区（3 回）で開催され 223 名が参加。</p> <p>②スポーツ推進委員派遣事業 内容：学校や社会教育団体等のレクリエーション活動や体力測定の指導を行った。 成果：26 件、2,449 名が参加。</p> <p>③ニュースポーツ大会 内容：ニュースポーツの普及推進のため大会を開催。 成果：24 チーム 135 名が参加。</p> <p>④チャレンジ・ザ・ゲーム大会 内容：遊び感覚で気軽に参加できるスポーツの推進のため大会を開催。 成果：9 チーム、62 名が参加。</p>	<p>①ニュースポーツ普及事業・・・スポーツ推進委員派遣事業と統合し、市内全校区での開催を目指す。</p> <p>②ニュースポーツ普及事業・スポーツ推進委員派遣事業・・・派遣依頼に対応しながらニュースポーツの指導力向上に努める。</p> <p>③ニュースポーツ大会・・・参加チーム数の増加に努める。</p> <p>④チャレンジ・ザ・ゲーム大会・・・種目数を増やし、継続開催に努める。</p>	<p>ニュースポーツ大会は毎年継続開催している大会である。昨年度は一昨年度に比べて参加人数が増加した。</p> <p>ニュースポーツ普及事業とスポーツ推進委員派遣事業は一昨年の熊本地震の影響により、どちらも依頼申請数が減少したまま推移した。</p> <p>ニュースポーツ普及事業やスポーツ推進委員派遣事業など、様々な媒体で周知広報し普及推進に努めたい。</p>	
55	介護予防の啓発と健康及び生活支援	長寿支援課	<p>①介護予防教室 開催回数 170 回 延参加者数 1,657 名</p> <p>②家族介護者交流教室 開催回数 12 回 延参加者数 154 名</p> <p>③介護技術教室 開催回数 6 回 延参加者数 57 名</p>	<p>①介護予防教室 開催回数 175 回 延参加者数 1,700 名</p> <p>②家族介護者交流教室 開催回数 12 回 延参加者数 160 名</p> <p>③介護技術教室 開催回数 6 回 延参加者数 60 名</p>	<p>①介護予防教室 小さな地区単位での開催が増加傾向にある。これからは介護予防への理解促進を図り、要介護状態とならないよう事業への参加を促す。</p> <p>②家族介護者交流教室 要介護者を介護する家族への支援を継続する。</p> <p>③ 介護技術教室 在宅生活が続けられるよう、身体機能の向上だけでなく、口腔ケア等幅広いプログラムを検討</p>	

③ 障がい者の自立支援と社会参画の促進

No.	具体的施策	担当課	29年度取り組み	30年度取り組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
56	障がい者の就労及び社会参画の支援	障がい者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援セミナーの開催（主催：八代市障がい者支援協議会） 期日：平成29年12月18日 参加者数：120人（一般市民19人、八代管内の事業所58人、障がい者関係事業所43人） ・八代市障がい者支援協議会就労支援部会の開催 回数：4回／年 目的：就労支援事業所におけるスタッフの質の向上と連携強化 ・就労相談支援の実施（随時） ハローワーク、障害者就業支援センター「結」との連携 ・八代支援学校における講和 目的：卒業後の就労に向けたサービス利用 回数：1回 ・自動車免許取得・改造助成事業（4件） ・いきいきふくしスポーツ大会を2月17日に開催し、16団体307名の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援セミナーの開催予定（主催：八代市障がい者支援協議会） 期日：未定 参加者数：100人程度予定（一般市民、八代管内の事業所、障がい者関係事業所） ・八代市障がい者支援協議会就労支援部会の開催 回数：4回／年（予定） 目的：就労支援事業所における更なるスタッフの質の向上と連携強化 ・就労相談支援の実施（随時） ハローワーク、障害者就業支援センター「結」との更なる連携強化 ・八代支援学校における講話 目的：卒業後の就労に向けたサービス利用 回数：1回予定 ・自動車免許取得・改造助成事業では、4件の助成を実施予定。 ・いきいきふくしスポーツ大会を9月に実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援セミナーは、より多くの雇用となるよう事業所に対し、積極的な参加を図る必要がある。 ・就労支援部会については、個々の特性に合った就労のマッチングを図る必要がある。 ・就労相談支援は、事業所間の切れ目のない連携を図る必要がある。 ・八代支援学校における講和は、引き続き情報共有を図る必要がある。 ・自動車免許取得・改造助成事業ともに年度初めには予定の申請を受け付けてしまうため、更なる予算の獲得等対応を検討する必要がある。 ・いきいきふくしスポーツ大会は、障がい者団体を中心に参加者の募集を掛けている為、多くの障がい者の参加が得られるような募集方法を検討する必要がある。 	

57	八代市障がい者計画及び障がい福祉計画の推進	商工政策課	サンライフ八代に「職業相談室」を設置。また、ジョブカフェやつしろとの連携により、相談窓口の多様化に努めた。	サンライフ八代に「職業相談室」を設置。また、ジョブカフェやつしろとの連携を行っていく。	様々な障がいをお持ちの方が広く社会参画できるよう、多様な就職相談窓口の確保に努めていく必要がある。
		障がい者支援課	・八代市障がい者計画等策定・評価委員会を3回開催し、第5期障がい福祉計画(H30~32)及び第1期障がい児福祉計画(H30~32)を策定すると共に第3期障がい者計画(H29~32)及び第4期障がい福祉計画(H27~29)の各事業の実施状況の点検・評価を実施し、計画の推進を図った。 開催日：平成29年9月22日、12月15日、平成30年3月16日	・八代市障がい者計画等策定・評価委員会を1回開催し、第3期障がい者計画及び第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の各事業の実施状況の点検・評価を実施し、計画の推進を図る。	
58	ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	障がい者支援課	・障がい者の在宅での安全・安心な生活環境を確保するために、住宅改修・改造の助成を実施した。 実績：改修4件、改造1件 ・社会生活を円滑にし、自立した生活を行えるよう作成したバリアフリーマップの全面的な更新を行った。	住宅改造を4件、改修を4件に助成を行い、障がい者の経済的負担の軽減と安全・安心な在宅生活に繋げる。 バリアフリーマップの更新については、今後も随時情報収集を行う。	住宅改造・改修の助成の利用促進を図るため、周知をより強化していく必要がある。 バリアフリーマップについては、新たな事業所の把握や、マップの更新方法及び利用促進のための方法を検討する必要がある。
		企画政策課	関係課かいへの情報提供と、外部からの照会等への対応を行った。	円滑な関係課かいへの調整等に努めた。	関係課かいへの円滑な情報提供と、外部からの照会等に適切に対応する。

③外国人の自立支援と社会参画の促進

No.	具体的施策	担当課	29年度の取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
59	在住・滞在外国人に対する人権の配慮	秘書広報課	(1)「行政書士による入国管理問題無料相談会」を3ヵ月に1回開催。 (2) 英語・タガログ語・中国語・ベトナム語の外国語通訳者をロビーに配置し、行政窓口での通訳や日常の生活相談などを行った。	昨年度に引き続き実施を行う。	(1)(2)ともに在住・滞在外国人が生活しやすくなるよう体制を整えているが、いずれも利用者が少ないため、引き続き周知を行っていく。	

		人権政策課	<p>人権相談員や男女共同参画専門員による相談対応。</p> <p>人権教育冊子・資料等による多民族社会に関する広報・啓発を行った。</p> <p>人権おもしろミニ講座において、「外国人の人権」講座を開催。</p>	外国人が安心して暮らせるよう取り組みを継続する。	人権啓発センターだより「かたらんね」、ホームページ等で、外国人の人権についての啓発を行うとともに、外国人も含めた相談活動を行う。	
--	--	-------	---	--------------------------	--	--

④ ひとり親家庭及び経済的困難に直面する人々の自立支援と社会参画の促進

No.	具体的施策	担当課	29年度の取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
60	ひとり親家庭に対する経済的支援	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給（受給者数（H29年度末）：1479人） 離婚等により児童を養育するひとり親家庭に対し手当を支給する。 ・ひとり親家庭等医療費助成（受給資格者数（H29年度末）：4344人） ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部（3分の2）を助成する。 ・保育料の負担軽減 ひとり親世帯で市民税非課税の世帯は第1子から無料。年収約360万円未満相当のひとり親世帯は軽減措置あり（第1子半額、第2子以降無料） 	29年度同様取り組んでいく。国の制度改正等があれば、対応する。	ひとり親家庭への支援の制度周知	
61	ひとり親家庭の就労支援	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談室に母子・父子自立支援員を配置し、自立支援のための就労相談等を実施（相談件数：延355件） ・ひとり親家庭等日常生活支援事業（活動件数：延4件） 離婚等による生活環境の激変を緩和し、仕事等に専念できる環境を支援する。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金（受給者：3人） ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金（受給者：19人） 資格取得のための訓練に要する費用の一部を給付することにより、母の就労等による経済的な自立を支援する。 ※各事業の制度改正に伴い対応を図った。 	母子家庭等高等職業訓練促進給付金については、対象者の拡充など制度改正に対応する。 29年度同様取り組んでいく。	ひとり親家庭への支援の制度周知	

		商工政策課	就職活動を有利に進めるための取組として、「八代市就業資格取得支援助成金」事業を実施。また、職業相談事業やジョブカフェ等との連携を通じた相談窓口の多様化にも努めた。	「八代市就業資格取得支援助成金」事業を実施。また、職業相談事業やジョブカフェ等との連携を行っていく。	「八代市就業資格取得支援助成金」については特に母子家庭に特化した取り組みではないものの、医療事務など女性の申請が多く、就労支援としては一定の効果があるものと考えている。	
62	制度の周知及び相談体制の充実	こども未来課	市民相談室に母子・父子自立支援員を配置し、自立支援のための就労相談等を実施（相談件数：延355件）	平成29年度と同様に市民相談室に母子・父子自立支援員を配置し、自立支援のための就労相談等を実施	相談窓口等の更なる周知が必要。	
63	経済的な困難に直面する人への支援	健康福祉政策課	民生委員やふれあい委員による見守り活動を継続して実施した。	引き続き、民生委員やふれあい委員による見守り活動を行い、経済的な理由等で孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐ等、地域社会からの孤立を防ぐ。	個人情報の保護やプライバシーへの配慮。	

⑤ 女性であることでさらに困難な状況に置かれている人々等についての理解を深める人権啓発の推進

No.	具体的施策	担当課	29年度の取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
64	さまざまな困難な状況に置かれている人々についての人権啓発	人権政策課	人権セミナーや人権おもいやりミニ講座実施等により、あらゆる差別や偏見をなくすための啓発を行った。	H29年度同様に実施する。	「困難な状況に置かれている人々」が示す対象者がわかりづらい。性的少数者などへの理解促進など、人権の配慮などとして、取組の見直しが必要。	

基本的課題 3

《男女がともに自分らしく、多様な生き方が選択できる環境づくり(ワーク・ライフ・バランスの推進)》

【施策の方向】

(1)仕事と家庭生活、地域活動との両立支援

① 家庭生活における男女共同参画の促進

No.	具体的施策	担当課	29 年度 の 取 組 み	30 年度 取 組 み 予 定	実施上の課題	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
65	男性の家庭生活への参画を促進するための広報啓発	人権政策課	固定的性別役割分担意識の是正のため、「いっそDE フェスタ」において、ジェンダーかるたを使ったワークショップを開催した。	ジェンダーかるたを活用した出前講座など学習の機会を提供する。	今後も継続的な実施が必要	
		生涯学習課	廃止 公民館が新体制になり、各校区で作成していた公民館便り作成を廃止したため。	計画なし	なし	
66	男性の家庭生活での自立支援	人権政策課	未実施	ワークライフバランスなどをテーマに男女共同参画推進セミナーを開催し、性別役割分担の見直しなども含め啓発を行う。	今後も継続的な実施が必要	
		生涯学習課	公民館講座において、家庭生活に役立つ健康講座（5講座）を開催した。	引き続き男性が積極的に参加できる講座を実施する予定。	更に男性が積極的に参加できるように内容を検討する。	
		健康推進課	・食生活改善推進員の活動において「男性料理教室」を実施。3回 44名 ・両親学級 136組出席（H29 年12回）	・食生活改善推進員の活動において「男性料理教室」を実施 ・両親学級実施（H30 年11回）	・「男性料理教室」において若い層の参加が少ない。 ・両親学級は現在2か所で実施している。	
67	男性の育児・介護休業の取得促進	商工政策課	未実施	計画なし	具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	
		人権政策課	県が実施する事業所や社員を対象にしたセミナーのチラシを送付、市HPへの掲載し、周知を図った。また、市アドバイザー派遣事業や県男女共同表彰制度等を周知し、事業所等に対して啓発を図った。	H29 年度と同様に実施するとともに、ワークライフバランスなどをテーマに男女共同参画推進セミナーを開催し、男性の育児等への参画の啓発を行う。	あらゆる機会を捉えてワーク・ライフ・バランス推進のメリットや仕事と育児の両立支援事業の周知を図る。そのためにも関係課との連携が必要。	

② 地域活動における男女共同参画の促進

No.	具体的施策	担当課	29年度取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
68	男女がともに担う地域活動の促進	人権政策課	いっそDEフェスタにおいて、「地域における男女共同参画」をテーマに講演会を開催した。	ワークライフバランスなどをテーマに男女共同参画推進セミナーを開催し、地域活動の促進の啓発を行う。	関係課と連携し、地域活動における女性の活動への参加促進を働きかける必要がある。	
69	市民活動等の参加促進のための環境整備	市民活動政策課	「市民活動団体一覧」の作成 「やつしろNPO情報！」の発行	「市民活動団体一覧」の作成をすすめる 「やつしろNPO情報！」を年4回発行予定	「やつしろNPO情報！」の記事内容の改善が必要 (市民に興味をもってもらうような記事を多く掲載する等)	

③ 働き方の見直し支援

No.	具体的施策	担当課	29年度取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
70	ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透	人権政策課	男女共同参画優良事業者表彰制度等の周知とともに、ワークライフバランスの啓発チラシを市内事業所へ郵送し、情報提供を行った。	事業所に向けての啓発につながった。	「いっそDEフェスタ」や男女共同参画週間等の様々な機会・媒体を通じて、ワークライフバランスの考え方について啓発していく。 事業所に対しては、関係課かいと連携し周知を図っていく。	
		商工政策課	未実施	計画なし	具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	
71	男性の働き方に対する意識改革	人権政策課	未実施	ワークライフバランスなどをテーマに男女共同参画推進セミナーを開催し、働き方の見直しの啓発を行う。	関係部局との情報共有を行いながら事業所等に対して、啓発を図っていく。	
		商工政策課	未実施	計画なし	具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	

72	仕事と子育ての両立支援	こども未来課	仕事と子育ての両立を支援する子育て支援サービスの活用について、リーフレットを作成し、子育て家庭に周知した。市報に子育て特集ページを掲載、FMやつしろにおいて広報している。	29年度同様取り組んでいく。	子育て支援サービスは、子育て家庭の利用ニーズに応じて整備し、充実を図る必要がある。	
		商工政策課	働く女性の仕事と家庭の両立をサポートする目的から、働く婦人の家において、パソコン講座をはじめとする各種講座を開催した。	働く婦人の家において、パソコン講座をはじめとする各種講座を開催を予定。	働きかたについての意識改革につながる各種情報を収集するとともに、民間企業訪問時に経営層に制度周知を行うなど、より一層の取組強化が必要	

【施策の方向】

(2)男女が働きやすく、働き続けられる就労環境づくり

① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

No.	具体的施策	担当課	29年度の実績	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
73	男女雇用機会均等法の周知徹底	商工政策課	未実施	計画なし	具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	
74	女性の職業能力開発と就労支援	商工政策課	資格取得支援助成金を実施。また、ハローワーク等との共催により、市内事業者の参加による就職面接会を実施した。	引き続き資格取得支援助成金を実施。また、ハローワーク等との共催により、市内事業者の参加による就職面接会を実施予定。	資格取得助成については女性利用者が多く、幅広く女性の能力開発に貢献できたと考える。また、就職面接会についても、女性の雇用機会の拡大には一定の効果があったものとする。	
		人権政策課	女性の就労支援に繋がる県・国等からの情報を市内事業所に提供した。	H29年度と同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	

② 働きやすい就労環境の整備

No.	具体的施策	担当課	29年度取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
75	セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメント防止のための広報・啓発	商工政策課	男女雇用機会均等月間に啓発パンフレットを窓口に設置。また、企業訪問時の提供資料としても活用し、広く周知啓発を行った。	男女雇用機会均等月間に啓発パンフレットを窓口に設置。	日ごろの営業、生産活動で忙しくされる企業も多く、意識付けのためには継続した啓発が必要である。	
		人権政策課	市アドバイザー派遣事業や県男女共同表彰制度等を周知し、事業所等に対して啓発を図った。また、市内事業所が開催するセクハラなどの研修会に対して講師を派遣した。	今後とも、事業所に対する積極的な情報提供が必要。	事業所に対しては、関係課かいと連携し情報提供を行っていく。	
76	男女共同参画推進優良事業所の推奨	商工政策課	未実施	関係課と連携をとる。	課単独としては具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	
		人権政策課	男女共同参画優良事業者表彰制度について、ホームページや市内事業所へのチラシ送付により取組を呼びかけた。	H29年度と同様に実施する。また、工業振興会総会など機会を捉えて、事業所に周知を図る。	今後も継続的な実施が必要	
77	パートタイム労働者、派遣労働者の就労環境の改善のための情報提供	商工政策課	熊本労働局からの通知など、適宜民間企業への周知活動を実施。また、正規雇用確保の取組として、企業の事業規模拡大の際の補助に正社員と非正規社員との間で優遇措置に差を設けるなどの施策により、企業側に対する就労環境の改善を促した。	熊本労働局からの通知など、適宜民間企業への周知活動を実施。	就労環境改善のためには企業自身の取組を促す一方、行政からも様々な情報提供を実施していく必要がある。	
78	育児・介護等により離職した者に対する再就職支援	商工政策課	就職活動を有利に進めるための取組として、「八代市就業資格取得支援助成金」事業を実施。また、職業相談事業やジョブカフェ等との連携を通じた相談窓口の多様化にも努めた。	引き続き、「八代市就業資格取得支援助成金」事業を実施。	「八代市就業資格取得支援助成金」については、医療事務などで女性の申請が多く、就労支援としては一定の効果があるものとする。	

79	農林水産業や自営業における女性の役割の評価	農林水産政策課	家族経営協定の締結を推進する中で、女性の役割を正当評価するとともに、女性の負担軽減に寄与する条項である「仕事の役割分担の明確化」を盛り込むことを促進した。	今後とも漠然とした役割分担で仕事をしている未締結農家を中心に、普及活動を行っていく。	J A、行政、協定締結者等で情報を共有し、参加したい人や話を聞きたい人を掘り起こし、懇談する機会を設けることにより少しずつ締結の輪が広がっているところであるが、普及率は依然として低い。
80	農林水産業における男女共同参画意識の浸透	水産林務課	各種のイベントに際して、女性スタッフを登用し、企画・運営への参画を図った。 ・水とみどりのふれあいスクール 20名（内、女性 10名）	水とみどりのふれあいスクールを開催する。（秋頃）	イベントの企画・運営にあたっては、女性の意見や発想は貴重かつ重要である。 今後も積極的な参画を促す必要がある。

③ 子育て支援・介護支援の充実

No.	具体的施策	担当課	29年度の取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
81	多様な保育サービスの充実	こども未来課	様々な保育サービスを実施している。 延長保育：45園（公立2園、私立43園） 障がい児保育（軽度含む）：50園（公立11園、私立39園） 一時預かり：35園（私立） 休日保育：3園（私立） 夜間保育：1園（私立） 病児病後児保育：3ヶ所	29年度同様引き続き取り組んでいく。	延長保育や障がい児保育などの保育ニーズが増加している。	
82	放課後子ども対策の拡充	こども未来課	放課後児童クラブの運営委託 18小学校区 27クラブ （※ほか自主事業クラブ11クラブあり） 夏休み学童クラブの運営委託（夏休みのみ） 1小学校区 1クラブ 待機児童の解消のため、利用希望の多い八代校区に児童クラブを新たに整備した。	待機児童の解消等を図るため、児童クラブの新設や増設など、施設整備を行い、充実を図る。	未設置の小学校区への設置、利用ニーズの高い小学校区への増設等の検討が必要である。	
		生涯学習課	児童クラブ未実施校区3校区で子供教室開設。62名参加	今年度も3校区で子供教室開設予定	地元の方の教室への参加促進（スタッフ・指導者・ボランティアとして）	

83	子育てに関する相談体制の充実	こども未来課	地域子育て支援センター、こどもプラザ、つどいの広場ほけっとにおける子育て相談の実施（市内9ヶ所） 子育て相談窓口（こどもプラザわくわく内）における相談の実施	29年度同様取り組んでいく。	支援が必要な児童、家庭に対して、関係機関での情報共有や連携がより必要となっている。	
		健康推進課	・必要な対象者には、保健所・保育園・幼稚園・学校・地域子育て支援センター・民生委員・主任児童委員等と連携を図り支援を行った。 ・3歳児健診において育児不安を持つ保護者の割合42.1%(H28年度45.2%と比較し減少した)	・医療機関、民生委員・主任児童委員、子育て支援センター等育児支援関係者との連携した相談支援を強化し、養育支援事業の充実を図る。	望まない妊娠や出産後の産後うつや育児不安、育児環境に問題を抱えた家庭が増加傾向にあり、虐待に移行させない対策が必要。継続した関係機関との相談連携体制が重要である。	
84	子育て支援ネットワークづくりの推進	こども未来課	子育てサークルの情報やイベント等について、総合ホームページ「やつしろあったかねっと」に掲載し、周知・広報を行った。	29年度同様取り組んでいく。	関係機関の連携を図るため、連絡会議等の開催が必要である。	
85	仕事と子育て、介護等の両立のための広報啓発及び制度の周知	こども未来課	広報紙やホームページ、リーフレット等で、子育て支援サービスに関する情報を発信し、利用の促進を図った。	29年度同様取り組んでいく。	仕事と子育てを支援する事業（保育や子育て支援事業）については、周知等の情報提供は行っているが、育児休業制度等については、周知が不十分である。	
		長寿支援課	八代市独自の介護保険パンフレットを作成し、出前講座、各種研修会、窓口等で市民に広く周知している。	介護保険制度について、出前講座、各種研修会、窓口等で市民に広く周知していく予定。	介護保険制度について、わかりやすく情報提供することに努めている。	
86	家族介護者に対する支援	長寿支援課	高齢者の福祉、介護予防、権利等を適切に支援するため、専門職を配置した「地域包括支援センター」を6箇所設置している。 H29年度相談件数 12,135件 また、センターのランチである中山間地相談窓口として泉・坂本地区に各1箇所「あんしん相談センター」を設置している。	地域包括支援センターを6箇所設置し、相談支援を行う。 また、あんしん相談センターを2箇所設置し、山間地域住民への相談支援を行う。	市民に身近な地域ケアの拠点となるよう地域包括支援センターの機能強化を図る。	

基本的課題 4

《男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり(男女共同参画によるまちづくり)》

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

① 女性のエンパワーメント支援

No.	具体的施策	担当課	29年度取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
87	女性のエンパワーメントのための意識改革及び能力開発	人権政策課	女性のスキルアップをテーマにセミナーを3回開催した。	女性の活躍推進をテーマに男女共同参画推進セミナーを開催し、意識啓発を図る。	今後も継続的な実施が必要	
88	女性のチャレンジ支援	人権政策課	政策・方針決定の場への参画促進のため、女性人材リストを整備し、各種審議会や委員会委員への登用促進を図った。	H29年度と同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	
89	女性の学習グループの活動の支援	人権政策課	八代市男女共同参画参画社会づくりネットワーク(八代みらいネット)の事務局として活動を支援した。	H29年度と同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	
		生涯学習課	実施なし	計画なし	女性の学習グループの活動支援を目的とした事業を行っていない。	

② 市の審議会、委員会等への女性の積極的登用

No.	具体的施策	担当課	29年度取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
90	審議会、委員会等への女性の積極的登用	全課かい (人権政策課)	政策・方針決定の場への参画促進のため、女性人材リストを整備し、各種審議会や委員会委員への女性人任要請などを行った。庁内の内部情報システムにおいて女性人材リストの積極的な活用について呼びかけた。 H29年度リスト提供数：6件	前年度同様に取り組む。		

③ 地域活動における方針決定の場への女性の参画促進

No.	具体的施策	担当課	29年度取り組み	30年度取り組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
91	地域で活躍する女性リーダーの育成	人権政策課	広報紙、HPなどで熊本県男女共同参画社会づくりリーダー育成事業の参加者を募集した。	H29年度と同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	
92	地域活動における方針決定の場への女性の参画促進	市民活動政策課	男女参画の推進に関する情報を広く市民へ提供した。 ・広報紙折込、コミュニティセンターでのポスター掲示・チラシ設置、地域協議会連絡会議	引き続き、男女参画の推進に関する情報を市民へ提供する。	特になし	
		生涯学習課	市の社会教育団体であるPTA連絡協議会において女性が活躍しているが、さらに「男女共同参画の推進」を進めた。	各種活動への女性の参画を促進していく。		
		人権政策課	いっそDEフェスタにおいて、「地域における男女共同参画」をテーマに講演会を開催した。	実施予定なし	今後も継続的な実施が必要	

④ 民間企業・団体等における方針決定の場への女性の参画促進

No.	具体的施策	担当課	29年度取り組み	30年度取り組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
93	事業所のポジティブ・アクション取組みの促進	商工政策課	実施なし	計画なし	事業所等に対する「ポジティブ・アクション」に関する情報をうまく把握しきれていない。今後、定期的な情報収集を実施し、周知を行うことが必要。	

		観光振興課	ふるさとマガジンに登録している会員 6,388 名へ活躍している女性事業者を 2 回発行中 2 回取り上げた。	引き続き、ふるさとマガジン等の情報誌において、女性の活躍を発信するとともに、関係機関へのポジティブ・アクションへの理解を働きかけていく。	事業所等に対する「ポジティブ・アクション」に関する実態をうまく把握できていない。	
--	--	-------	---	--	--	--

(2) 農林水産業・商工業など自営業における男女共同参画の推進

① 女性の経営への参画促進

No.	具体的施策	担当課	29 年度取り組み	30 年度取り組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
94	女性の登用促進	農林水産政策課	JA の女性理事は 2 名。八代市農業委員会の女性委員は 2 名。 農業委員については、30 年度から新制度での改選となることから、女性の登用についても法の配慮事項となっていることから、女性が選任できるよう準備を行なった。 29 年度から農事研修センター、農村婦人の家、龍峯農業研修所はコミュニティセンターに移行し、各運営委員会は廃止された。	JA の女性理事の登用について、引き続き要請を行っていく。 農業委員について、30 年度の改選から市長の選任となることから女性の選任について 1 割以上の登用ができるよう配慮を行う。	農業委員の登用については、法での配慮事項になっていることから、各農業団体等に女性農業委員の推薦を依頼しているが、なり手がみつからない状況。	
		水産林務課	各漁協や森林組合等に対して、役員への女性登用を働きかけた。	漁協や森林組合理事への女性登用について、組合の理解を得られるよう啓発を行っていき、各団体とも最低でも 1 名以上を登用する。	女性役員の登用は、漁協においては 1 名のみであり引き続き働きかけが必要である。	
		商工政策課	八代市工業振興協議会の理事として女性経営者に委員となってもらっている。	引き続き関係する組織等においては女性の登用を積極的に行うよう働きかけを実施していく。	経営層には依然として男性が多く、女性の登用を働きかけるうえではより一層の啓発活動が必要。	
95	農業協同組合及び漁業協同組合の女性正組合員加入の促進	農林水産政策課	加工や販売などを積極的に行っている女性の正組合員への促進依頼。	農産物や加工品の開発・販売など女性が得意とする分野も多く、JA の運営において今後も女性の正組合員加入への促進は必要であるため、今後も継続した働きかけが必要と思われる。	正組合員は 1 世帯 1 人、世帯主がなられている場合が多く、夫婦で組合員となる機運が広がっていない。	

		水産林務課	各漁協や森林組合等に対して、女性の正組合員加入、役員登用について啓発を行った。 ・現在の女性組合員の状況漁協組合員 約 1,003 名中、約 107 名 森林組合員 約 3,095 名中、約 509 名	世帯主が男性であっても、加工や販売などを積極的に行っている女性に、漁協や森林組合の組合員への加入について、組合の理解を得られるよう啓発を行う。	女性組合員数は、増加しているものの役員への登用が少ないことから、引き続き役員への登用についても啓発を行う必要がある。	
96	女性の経営参画促進	農林水産政策課	【新規就農者のための農業講座】 女性農業者を含む新規就農者に県が主催するくまもと農業アカデミーへの参加を促した。結果女性の参加はなかった。	【農業技術者養成講座】 土づくりに特化した開講予定の講座への女性農業者の参加を促す	講座の性格上、なにかに限定した募集は難しいため、広く周知をしたとしても、結果女性の参加がない場合が多い。	
		水産林務課	各漁協を通じて、女性向けの講習会等への参加を促した。 また、女性だけで組織されている林業研究クラブの五家荘しゃくなげ会では、八代林業普及協会への加入により、講習会等への参加機会が増加した。	漁協・森林組合を通じて、女性の生産技術、経営管理能力の向上に関する情報を提供する。 講習会や研修会及び交流の機会については、市としても積極的に出席し、情報の共有化を図る。	女性グループの講習会等への積極的な参加を促すため、引き続き開催情報の提供や活動への支援が必要である。	
97	女性リーダーの育成	農林水産政策課	【女性認定農業者の認定】 認定農業者の更新時に、夫婦共同申請を推奨した。 【家族経営協定】 家族経営協定を締結し、経営に参画している女性農業者には、農業者年金、農業改良資金等のメリットがあることを伝え、家族経営協定の締結を促進。 【くまもとふるさと食の名人】 地産地消や地域の食文化の伝承を担う熊本県の認定制度において2名追加認定された(計管内2名)更なる技術向上を目指して他地域も含めた食の技交換会が市内で開催された。 【熊本県農業女性アドバイザー】 新たに1名のアドバイザーが認定され管内9名の認定者となった。 八代地域において熊本県全体研修会が行われ、これを八代市のアドバイザーグループで主催した。	家族経営協定締結を推進することにより、女性の農業経営参画を促進していく。 【くまもとふるさと食の名人】 管内からの認定について、最低1名推薦できるよう情報収集を行う。 【熊本県農業女性アドバイザー】 管内から新たに2名のアドバイザー認定の推薦を行うとともに、各種研修会等への参加を促す。	平成29年度は再締結を含め13件の家族経営協定の締結が行われた。平成30年度はもう少し増加するようにしたい。 【くまもとふるさと食の名人】 【熊本県農業女性アドバイザー】とも各方面の担い手の高齢化もあり、候補者は枯渇傾向である。	

② 女性の起業に対する支援

No.	具体的施策	担当課	29年度の取組み		29年度以降の取組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
98	農林水産業の振興につながるチャレンジ活動への支援	農林水産政策課	以前は、商品開発補助金があったが、現在は該当する事業がない			
		水産林務課	各漁協や森林組合を通じて、情報提供を行った。また、林家関係者による、水と緑のふれあいスクール等のイベントにおいて、シカ肉の竜田揚げやイノシシ肉のシシ汁等の実演・提供を通じてジビエ料理の理解と普及促進を図った。	漁協・森林組合を通じて、加工食品開発などの活動を支援するため、女性への情報提供を行う。	女性グループにおいても、それぞれチャレンジ的な活動を実施されているが、さらなる向上のためにも情報の提供や活動への支援が必要である。	
99	食育・交流活動等の促進	農林水産政策課	くまもとふるさと食の名人参加による消費者との交流会を開催し、そのPR活動を行った。	くまもとふるさと食の名人の「食」の技の発表の機会を創出する。	食の名人制度の市民への周知がまだ充分とは言えない。	
		水産林務課	水とみどりのふれあいスクールを開催し、女性10名の参加があった。	「水とみどりのふれあいスクール」の開催	ふれあいスクールについては、準備会議から女性グループの参加を得て、積極的に意見を出してもらい、運営面での連携が図れた。また、各漁協で継承されている地域等との取組みは、貴重な市民との交流の場であり、積極的に協力していきたい。	
		学校教育課	平成29年度食育体験活動育成事業「食育推進校」を金剛小学校に委嘱し、研究を進めた。「キラッと輝く金剛っ子の育成」～食に関する体験活動を通して～のテーマのもと、学校・家庭・地域・関係機関等と連携した取組を行うことで、食物を育てる喜び、生命を尊重し食に対する感謝の念を持つ児童を育成することができた。	平成30年度食育体験活動育成事業「食育推進校」を東陽小学校に委嘱し、研究を進めていく。 ○児童の実態を把握し、発達段階に応じた食育の推進を図る。 ○学校・家庭・地域との連携を図り、児童の食生活の実態から課題を把握し、それらの情報を家庭や地域に発信する。	東陽小学校の取組については、平成31年度県大会で発表する予定である。食育推進校における取組や児童生徒の食に関する課題を関係者間で共有し、八代市における食育推進につなげていく。	
		生涯学習課	未実施	計画なし	女性の起業を目的とした事業を行っていない。	

100	女性の起業活動の支援	農林水産政策課	国・県等からの研修棟の情報について周知し、女性農業者等が参加した。	女性グループのニーズ把握に務め、情報収集・提供を行う。	女性グループの高齢化とリーダーの育成	
		水産林務課	鏡町漁協による「鏡オイスターハウス」は、女性の視点やアイデアを生かすとともにスタッフとして活動された。 林業関係では、ジビエ料理の拡大を図るためイベント等での実演を行った。	漁協・森林組合を通じて、女性の視点やアイデアを生かした加工品の開発や起業活動に対する情報提供を行うとともに、積極的な支援を行う。	鏡オイスターハウスについては、女性の意見を取り入れたことが功を奏したが、マスコミの取材に、女性が積極的に協力できたことも大きい。他の組合でも女性のアイデアや参画を生かした取組みを進めたい。 ジビエについては、女性の細やかな感性による盛り付けや味付けの工夫により、認知を高め、特産品化を図る必要がある。	
		商工政策課	平成27年度より、創業支援のためのワンストップ窓口を設置し、商工会・商工会議所等と連携した取組を実施。その他、商品開発のための支援も実施しており、それぞれに女性経営者の制度活用の実績あり。	工会議所等との連携を深化させることで、今後も女性の起業家支援を図っていく。	創業支援のワンストップ窓口を設置したことで、女性の企業相談等についてもスムーズな連携を図ることが可能となった。	
101	農林水産業における男女共同参画意識の浸透(再掲)	農林水産政策課	農山漁村男女共同参画推進セミナーへの参加を促した。農山漁村における女性の地位向上等の事例について学んだ。	農山漁村男女共同参画推進セミナーへの多数の参加を促す。	女性農業者グループの高齢化による波及効果の低減	
		水産林務課	各種のイベントに際して、女性スタッフを登用し、企画・運営への参画を図った。 ・水とみどりのふれあいスクール 12名 (森林インストラクター 2名)	漁協・森林組合を通じて、随時、意識啓発のための情報提供に努め、女性でも対応可能であったにも関わらず、これまで男性中心で実施してきたイベントやイベントにおけるブースなど積極的な参画を促し、男女共同参画意識の浸透を図る。 また、県や市が行う男女共同参画に関する講演会等には、重ねて案内を行う。	イベントの企画・運営にあたっては、女性の意見や発想は貴重かつ重要である。 今後も積極的な参画を促す必要がある。	

(3)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

① 男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域おこしを通じた地域活性化

No.	具体的施策	担当課	29年度の取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
102	男女がともに参画するまちづくり	市民活動政策課	地域協議会連絡会議において、各地域の活動状況を共有した。	引き続き、地域協議会連絡会議において、各地域の活動状況を共有する。	地域活動に女性が参画しやすい情報提供が必要。	
		環境課	「環境関係出前講座」開催 平成29年度実績 8回（165名）	「環境関係出前講座」実施予定	市職員による出前講座の開催回数は伸び悩んでいるが、近年、環境団体等による出前講座も多く開催されるようになっている。 今後、市や環境団体等との役割分担のもと、環境学習の推進を図っていくことが必要である。	
		健康福祉政策課	民生委員やふれあい委員による見守り活動を継続して実施した。	引き続き、民生委員やふれあい委員による見守り活動を行い、地域活動に参画できるように支援を行っていく。		

②防災・復興・防犯活動等における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	担当課	29年度の取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
103	男女がともに参画する安心・安全のための取組	人権政策課	女性の視点を取り入れた青少年指導員の街頭指導や、社会を明るくする運動により、青少年健全育成を通して、だれもが暮らしやすい地域社会づくりに取り組んだ。	H29年度と同様に実施する。	防災における男女共同参画の推進に係る具体的な取組が不十分	
		危機管理課	各地区の自主防災組織において、お互いを尊重した男女協働の防災活動を実施した。	各地区の自主防災組織において、お互いを尊重した男女協働の防災活動をお願いする。	少子高齢化が進む中、若者の参加を増やす必要がある。	

基本的課題 5

《男女共同参画推進のための体制づくり(男女共同参画計画の推進)》

(1) 推進体制の充実

① 庁内推進体制の強化

No.	具体的施策	担当課	29年度取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
104	市の施策に対する 苦情への対応	人権政策課	男女共同参画専門委員を配置し、広報誌・ホームページ等で制度の周知を行った。	H29年度と同様に実施するとともに、チラシ等を作成し制度の周知を図る。	今後も継続的な実施が必要	
105	人権・男女共同参画 推進員の配置	人事課	各職場内に職場内研修担当者を設置し、職場内における研修の推進を図った。(9部73課かい)	本年度も、各職場内に職場内研修担当者を設置し、職場内における研修の推進を図る。(全ての課かい)	職場内研修担当者が人権・男女共同参画推進員の役割を果たすために必要な措置を人権政策課との連携を検討する必要がある。	
106	庁内推進体制の連 携・強化	人権政策課	行政推進委員会委員を中心に、男女共同参画の視点で業務に取り組むよう努めた。	H29年度と同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	
107	職場におけるポジ ティブ・アクションの推 進	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・係長職昇任資格試験実施にあたり、女性職員の積極的な受験を促した。 ・女性職員の県等へ派遣を継続し、スキルアップを図った。 ・女性リーダーの育成を図るため、自治大学校や市町村職員中央研修所等の女性幹部養成プログラムへの派遣を継続して実施するとともに、女性職員や管理監督職員の意識改革を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年度策定の「特定事業主行動計画」を踏まえ、仕事と家庭の両立に向け、支援するとともに、H28年度策定した「八代市女性職員活躍推進特定事業主行動計画」に基づき女性職員の管理職員への登用を推進する。 ・引き続き、女性リーダーの育成を図るため、自治大学校や市町村職員中央研修所等の女性幹部養成プログラムへの派遣を継続して実施するとともに、女性職員や管理監督職員の意識改革を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・係長職昇任資格試験への女性受験者の比率が低いため、引き続き受験を促す。 ・平成26年度に実施した職員の意識調査の結果から、女性管理職の割合が少ない要因として最も多かった「仕事と家庭生活の両立の困難さ」の解消に向けた支援策を検討する必要がある。 	

		学校教育課	資質と意欲のある教職員に対しては、性別に関係なく、校長をとおして管理職選考考査受講を積極的に促した。	資質と意欲のある教職員に対して、性別に関係なく、管理職選考考査を積極的に受考するよう校長をとおして働きかける。リーダー研修会への参加者も男性に比べ女性の参加は少ない状態が続いており、あらゆる機会を通して意識改革を行っていく。	管理職へのマイナスイメージを払拭するため、学校内外で女性がリーダーシップを発揮できる機会を増やし、人材育成を図っていく。学校マネジメントのやり甲斐を体感させることで、意識改革を行い、管理職選考考査受考者を増やしていく。	
		人権政策課	女性の登用状況調査を実施し、実態把握に努めた。また、職員に対して女性のスキルアップのためのセミナーへの参加を呼びかけた。	女性の登用状況調査を実施し、実態把握に努めるとともに、関係課に対して女性活躍推進に係る情報提供を行う。	職員の意識調査の結果や女性管理職の割合などの状況を踏まえた関係課との連携した取組	
108	男女共同参画の視点に立った市の施策の企画立案及び事業の実施	全課かい	企画政策課及び人権政策課の合同で、各課かいに対し、審議会等の運営状況及び女性の登用状況調査を調査するとともに、基本指針に沿った運営がなされるよう要請した。また、行政推進委員会において、男女共同参画の視点に立た施策が行われるよう確認した。	前年度同様に取り組む。		

② 市職員の意識の向上

No.	具体的施策	担当課	29年度の取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
109	男女共同参画に関する職員研修の実施	人事課	女性職員や管理監督職員を対象とした「女性活躍推進研修」を実施した。 職場内研修担当者研修で、八代市女性職員活躍推進計画について研修を実施し、意識の向上を図った。	職場内研修担当者研修で職員人権意識調査の結果について、周知を行う。 「女性活躍推進研修」に加えて、「多様性理解促進研修」を実施する。 その他、情報提供や意識啓発を図っていく。	受講者を増やすための方策の検討など。	
		人権政策課	市民を対象に開催する男女共同参画推進セミナーについて、周知を行い、参加を働きかけた。	これまでと同様に本課で主催して開催するセミナー等を庁内情報システムにより各職員に対して男女共同参画に関する情報提供を行う。	今後も継続的な実施が必要	

110	職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラの予防及び相談の充実	人事課	各部署において「各種ハラスメント防止のための行動計画」と「各種ハラスメント防止取組チェックシート」を作成するとともに、集合研修においてハラスメント防止研修を実施した。相談窓口を3ヶ所開設し相談しやすい体制を継続している。	これまでの取組みを継続させるとともに、職場のハラスメントの無い職場づくりに向けた意識の醸成を図る。	ハラスメント事案の相談をより早く適切に対応するために相談しやすい体制を充実していく必要がある。
111	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	男性職員の育児参加に関する周知チラシを作成し、対象職員に対して働きかけを行った。 育児休業取得者 1名 育児短時間勤務 1名 短期介護休暇取得者 9名	庶務研修での男性が取得できる育児関係休暇等の紹介や配偶者の出産の機会を捉えた周知チラシ配布等、引き続き職員に対し、情報提供・意識啓発を図っていく。	男性の育児意識、職場の理解、取得した場合の代替職員の確保等に課題がある。時間外勤務の縮減と併せ、定期的に周知に努めたが、今後も効果的な啓発に努める必要がある。

③ 計画の適正な推進のための進行管理

No.	具体的施策	担当課	29年度取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
112	男女共同参画計画の広報周知	人権政策課	市ホームページに計画書本文及び概要版を掲載し周知を図った。	H29年度と同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	
113	男女共同参画計画の進行管理	人権政策課	成果指標の進捗状況やそれぞれの施策の実施状況について取りまとめ、年報（八代市男女共同参画年次報告書）として、市のホームページ上で公表。また、男女共同参画審議会において審議評価し、男女共同参画行政推進委員会において協議した。	今年度が計画の最終年度となるため、施策の実施状況や評価について、取りまとめ作業を行う。	今後も継続的な実施が必要	

④ 国、県との連携強化

No.	具体的施策	担当課	29年度取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
114	国、県、他市町村との連携及び情報交換	人権政策課	県主催の研修会において、県及び他自治体との情報交換を行った。	H29年度と同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	

(2) 市民等との協働による推進

① 市民活動団体の育成及び支援

No.	具体的施策	担当課	29年度取組み	30年度取組み予定	実施上の課題	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
115	男女共同参画を推進する市民や団体の活動支援	人権政策課	八代市男女共同参画参画社会づくりネットワークの事務局として活動を支援。いっそDEフェスタ、会員学習会等を開催した。NPO情報誌等において、団体の活動状況等を紹介した。	H29年度と同様に実施するとともに、会員拡大の取組への支援を図る。	今後も継続的な実施が必要	
116	公共的団体との連携強化	長寿支援課	市老人クラブ連合会が主催するシルバーヘルパー講習会に講師として出席し、講習会修了者が一人暮らし等の高齢者宅を訪問し、相談相手や生活援助活動を支援している。	市老人クラブ連合会が主催するシルバーヘルパー講習会に講師として出席し、講習会修了者が一人暮らし等の高齢者宅を訪問し、相談相手や生活援助活動を支援予定。	活動人員の増加を図るために、老人クラブ会員増加に向けた取組みを支援する必要がある。	
		生涯学習課	「まなびフェスタやつしろ」を開催し、講演会や家庭教育学級による事例発表、各種団体の成果発表・活動報告展示等を行った。	引き続き、「まなびフェスタやつしろ」を開催予定。		
		健康福祉政策課	定例（毎月開催）の民生委員・児童委員協議会会長会において、情報の共有化、組織課題の解決策の検討など連携強化を図った。	今後も、民生委員・児童委員協議会会長会等の会議、研修の場など機会を捉え情報の共有化を図り、団体及び他団体との連携を強化していく。		
		人権政策課	いっそDEフェスタ実行委員会に民生児童委員会や婦人会もメンバーとして、参画いただき、連携をとり、イベントを開催した。	H29年度と同様に実施する。	今後も継続的な実施が必要	

② 男女共同参画活動の拠点づくり

No.	具体的施策	担当課	29年度の実施状況	30年度実施予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
117	地域で男女共同参画を推進するリーダーの育成	人権政策課	広報紙、HPなどで熊本県男女共同参画社会づくりリーダー育成事業参加者募集周知	H29年度と同様に実施する。		
118	拠点施設の整備	人権政策課	人権啓発センターにおいて、男女共同参画に関する情報も含めた啓発・相談業務を行った。	H29年度と同様に実施する		

③ 事業所、NPOとの連携

No.	具体的施策	担当課	29年度の実施状況	30年度実施予定	実施上の課題	八代市男女共同参画審議会意見・提案
119	男女共同参画推進に関する事業所の取組への支援と連携の強化	人権政策課	アドバイザー派遣事業や男女共同参画優良事業者表彰制度についての案内やチラシを作成し、市内事業所に送付した。 八代市男女共同参画参画社会づくりネットワークとの協働によりいっそDEフェスタを開催した。	H29年度と同様に実施するとともに、男女共同参画推進セミナーへの参加案内を行う。 NPOとの協働・連携によりイベント開催だけでなく情報誌の発行を行う。	事業所への支援や働きかけが不十分	
		農林水産政策課	家族経営協定の推進等とあわせた啓発を行っている	JAをはじめ生産組織等に対して、農業関係の事業の推進等にあって、積極的に機会を見つけ、女性が働きやすい環境づくりに向けた働きかけを行うようにする。	各農業者に対しては認定農業者の更新の際など家族経営協定の推進等とあわせた啓発活動は行うものの、生産組織等への情報提供や啓発活動を計画的かつ臨機応変に対応することが必要と思われる。	
		水産林務課	各漁協や森林組合に対し、情報提供に努めた。 八代森林組合においては、女性係長1名(全4名中)を任用している。	10漁協・1森林組合等に対し、セクシュアル・ハラスメント防止等に関する意識啓発及び情報提供に努める。	漁業、林業関係の事業所は、比較的小規模な事業所であることから、市としては情報提供、啓発活動を根強く行っていき、自主的な取組みを働きかける。	

IV

平成 29 年度男女共同参画推進室の事業実績

男女共同参画推進室の活動経過

期 日	内 容	詳 細	備 考
H29. 4. 18	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク役員会	(1) 総会案件について (2) いっそ DE フェスタ 2018 決算について (3) 情報誌Mi☆Rai 編集スタッフについて	
H29. 5. 18	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク通常総会	(1) 平成 28 年度事業報告について (2) 平成 28 年度決算報告・監査報告について (3) 平成 29 年度事業計画 (案) について (4) 平成 29 年度予算 (案) について (5) 平成 29 年度予算 (案) について (6) その他について	
H29. 6. 13	情報誌 Mi☆Rai 第 14 号 第 1 回編集会議	(1) スタッフ紹介 (2) テーマ検討 (3) スケジュール確認	
H29. 6. 20	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 講師：千丁ウィミンズネットワーク デート DV 防止プログラムファシリテーター 山本三代子 氏	会場：市内高校
H29. 6. 22 ～6. 30	男女共同参画週間	広報やつしろ・ホームページにて周知	
H29. 6. 30	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 講師：富永智子 氏	会場：市内中学
H29. 7. 6	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 講師：千丁ウィミンズネットワーク デート DV 防止プログラムファシリテーター 堀口佳寿代 氏	会場：市内高校
H29. 7. 10	情報誌 Mi☆Rai 第 14 号 第 2 回編集会議	(1) 発行時期について (2) 記事内容について	

H29. 7. 13	八代市男女共同参画社会づくり	◆学習会
	ネットワーク 7月定例会・学習会	ジェンダーかるたを使ったワークショップ
	いっそDEフェスタ第1回	講師：森永俊彦 氏
	実行委員会	◆定例会
		① 事業計画について
		② 各班連絡網について
		◆実行委員会
		① 規約について
		② 予算について
		③ 講演等内容について
		④ 今後のスケジュールについて
H29. 8. 10	いっそ DE フェスタ第2回 実行委員会	① 講師について
		② プログラムについて
		③ フリーマーケットについて
H29. 8. 16	情報誌 Mi☆Rai 第14号 第3回編集会議	・記事内容について
H29. 9. 1	広報やつしろ9月号特集記事掲載	『自分らしくいきいきと暮らす』
H29. 9. 13	情報誌 Mi☆Rai 第14号 第4回編集会議	・記事内容について
H29. 9. 14	八代市男女共同参画社会づくり	◆定例会
	ネットワーク 9月定例会・	① 各チームの現況、調整事項等
	いっそDEフェスタ第3回	② 八代市男女共同参画計画づくりのための
	実行委員会	市民等ワークショップ開催について
		◆実行委員会
		① 講師について
		② 予算について
		③ ハンドメイドフリーマーケットについて
		④ ワークショップ等について
H29. 10. 12	いっそDEフェスタ第4回	① ハンドメイドフリーマーケットについて
	実行委員会	② ワークショップ等について

③ 各担当割り振りについて			
H29. 10. 18	アドバイザー派遣事業	内容：デートDV防止講座 講師：千丁ウィミンズネットワーク デートDV防止プログラムファシリテーター 堀口佳寿代氏、西本朱美氏	会場：市内高校
H29. 10. 20 ～ H29. 10. 22	熊本県男女共同参画社会づくり ～ 地域リーダー育成研修派遣	東京都大田区男女共同参画推進センター（エセナ おおた）等の視察及び交流研修	研修生：行政職員 1人派遣
H29. 10. 30	男女共同参画計画づくりのための 市民等ワークショップ第1回目	参加者：市民団体、市民（公募） 市職員（計画策定部会委員） テーマ：八代市における男女共同参画推進状況と 課題について～八代市の課題を考えよう～ ファシリテーター 水俣市社会福祉協議会 田代 久子氏	会場：代陽コミュニテ ィセンター
H29. 10. 31	ステップアップセミナー 「劇的!!自己開発セミナー」	『本当の自分って?～自分に気づく～』 講師：キャリアカウンセラー 迎 恵子 氏	会場：やつしろハーモ ニーホール大会議室
H29. 11. 9	男女共同参画計画づくりのための 市民等ワークショップ第2回目	参加者：市民団体、市民（公募） 市職員（計画策定部会委員） テーマ：計画に盛り込む市民や市民団体の取組み のアイデアを考えよう ファシリテーター 水俣市社会福祉協議会 田代 久子氏	会場：代陽コミュニテ ィセンター
H29. 11. 12	ステップアップセミナー 「劇的!!自己開発セミナー」	『相手の理解を深めよう ～周囲の理解を深める～』 講師：キャリアカウンセラー 本田 由紀 氏	会場：やつしろハーモ ニーホール大会議室
H29. 11. 13	情報誌 Mi☆Rai 第14号 第5回編集会議	・校正について	
H29. 11. 15	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 11月定例会・ いっそDEフェスタ第5回 実行委員会	◆定例会 ◆実行委員会	

H29. 11. 18	ステップアップセミナー 「劇的!!自己開発セミナー」	『自分の想いの伝え方～想いを正しく伝える～』 講師：(株)きらり. コーポレーション	会場：やつしろハーモニーホール大会議室
		代表取締役 塚本 薫 氏	
H29. 11. 21	八代市男女共同参画審議会		
H29. 12. 11	男女共同参画計画づくりのための『働く女性テーマトーク』	参加者：事業所従業員 6 人、 男女共同参画推進室職員	会場：市内
H30. 1. 11	いっそ DE フェスタ出店者説明会		
H30. 1. 18	いっそ DE フェスタ第 6 回 実行委員会		
H30. 1. 24	八代市男女共同参画計画策定部会		
H30. 1. 25	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 講師：千丁ウィミンズネットワーク デート DV 防止プログラムファシリテーター 堀口佳寿代 氏 、西本朱美 氏	会場：市内高校
H30. 2. 1	情報誌 Mi☆Rai 第 14 号発行	特集「私の職場はいい職場 ～男女が共に輝く職場インタビュー～」	全世界配布
H30. 2. 9	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 講師：千丁ウィミンズネットワーク デート DV 防止プログラムファシリテーター 堀口佳寿代 氏 、西本朱美 氏	会場：市内中学
H30. 2. 11	いっそ DE フェスタ 2017	◆講演会 「ご近所からはじまる男女共同参画」 ～まちで輝く女と男～ 講師 堀尾 正明 氏 (フリーキャスター) ◆ワークショップ ◆テーマトーク ◆ハンドメイドフリーマーケット ◆手作りお弁当やパンの販売	会場：やつしろハーモニーホール
H30. 2. 16	八代市男女共同参画行政推進 委員会		会場：鏡支所 3 階 大会議室

H30. 2. 16	八代市男女共同参画審議会		会場：鏡支所 3 階 大会議室
H30. 2. 22	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 講師：千丁ウィミンズネットワーク デート DV 防止プログラムファシリテーター 堀口佳寿代 氏 、西本朱美 氏	会場：市内高校
H30. 2. 23	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 講師：千丁ウィミンズネットワーク デート DV 防止プログラムファシリテーター 堀口佳寿代 氏 、西本朱美 氏	会場：市内中学
H30. 2. 26	フォローアップセミナー 「劇的!!自己開発セミナー」	『思考力アップ！自分の想いをわかりやすく伝えるために～』 講師：柊きらり. コーポレーション 代表取締役 塚本 薫 氏	会場：やつしるハーモ ニーホール大会議室
H30. 3. 8	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 3 月定例会及び いっそ DE フェスタ第 7 回 実行委員会	◆定例会 平成 28 年度活動状況のまとめ ◆実行委員会 いっそ DE フェスタ 2017 実績について いっそ DE フェスタ 2017 収支見込 アンケート結果について	
H30. 3. 16	第 2 次八代市男女共同参画計画（骨子）に対するパブリックコメント	意見募集期間 H30.3.30 まで	
随時	八代市男女共同参画専門委員による苦情等の処理	弁護士 2 名・臨床心理士 1 名	委嘱
随時	相談業務	八代市人権啓発センター人権相談員による	

男女共同参画に関する推進事業

事業名	ステップアップセミナー		
男女共同参画計画位置づけ	基本的課題4 男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり (1) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大拡大 ① 女性のエンパワーメント支援		
目的	女性のエンパワーメンを支援するためのセミナーの開催し、あらゆる分野での女性の活躍を推進する。女性の審議会等への登用促進。		
実施日時	平成 29 年 10 月 31 日、11 月 12 日、11 月 18 日、2 月 26 日 19 : 00~21 : 00		
場 所	やつしろハーモニーホール 大会議室		
参加人数	延べ 70 人	募集対象	市内在住又は市内に通勤・通学する 18 歳以上
タイトル	劇的！！自己開発セミナー		
実施日	テーマ	内 容	講 師
10 月 31 日	「本当の自分って？ ～自分に気づく～」	自分のセルフイメージに気づき、本当に自分がやりたいことやできること、強みや自身を発掘するワークを行う。	キャリアカウンセラー 迎 恵子 氏
11 月 12 日	「相手の理解を深めよう～周囲の理解を深める～」	個性心理学の大元である素質論を学ぶとともに他者を理解するスキルを習得し、他者との関係構築や関わりへのハードルを下げる。	キャリアカウンセラー 本田 由紀 氏
11 月 18 日	「自分の想いの伝え方～想いを正しく伝える～」	共感を得るために論理的な伝え方、また、効果的なプレゼンテーションの技術を学ぶ。	(株)きらり. コーポレーション 代表取締役 塚本 薫 氏
2 月 26 日	「思考力アップ！自分の想いをわかりやすく伝えるために～」	女性人材リスト登録者のフォローアップを主な目的とし、会議等の場で共感を得るための論	(株)きらり. コーポレーション 代表取締役 塚本 薫 氏

		理的な伝え方やプレゼンテーションの技術を実践しながら学ぶ	
アンケート満足度	たいへん良かった 56.9%、良かった 34.5%、どちらでもない 1.7%、未回答 6.8%		

平成29年度 男女共同参画推進事業ステップアップセミナー

参加費無料

劇的！ 自己開発セミナー

本当の「自分」に気づき
まわりとの理解を深める手段と共感を得られるための論理的な伝え方を
みんなで学びましょう！
さあ、自分磨きしましょう！



3回連続講座

第1回

10/31(火)
19:00～21:00

本当の自分って？
～自分に気づくセミナー～

《講師》
キャリアカウンセラー
迎 恵子 さん

第2回

11/12(日)
10:00～12:00

相手の理解を深めよう
～周囲の理解を深める
セミナー～

《講師》
キャリアカウンセラー
本田 由紀 さん

第3回

11/18(土)
19:00～21:00

自分の想いの伝え方
～想いを
正しく伝えるセミナー～

《講師》
働きらり、コーポレーション
代表取締役 塚本 薫 さん

会場 やつしろハーモニーホール 大会議室（八代市新町5番20号）

定員 50名程度（先着順。応募者多数の場合は、すべての講座を受講できる人を優先します。）
八代市内在住または市内に通勤・通学する18歳以上の人（男性も可）

申込方法 裏面をご覧ください。※申込受付後、受講証をお送りします。
託児は、事前に申し込みが必要です。 託児あります

その他 3回連続の講座となります。
受講後、希望者は市の女性人材リストへ登録することができます。

お問合せ 八代市 人権政策課 男女共同参画推進室 Tel: 0965-30-1701

男女共同参画に関する啓発事業

事業名	アドバイザー派遣事業
男女共同参画計画位置づけ	<p>基本的課題1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり</p> <p>① 男女共同参画に関する意識の高揚</p> <p>① 家庭、地域、職場における男女共同参画の意識づくり</p> <p>基本的課題2</p> <p>男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり</p> <p>(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶</p> <p>① ドメスティックバイオレンス(DV)の予防及び根絶</p>
目的	<p>(1) 男女共同参画意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、職場、学校などの団体等が主催する講座、研修会などに講師を派遣し、啓発活動を支援する。 <p>(2) デートDV防止教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層、特に中高生のデートDVを防止するため、学校における教育・啓発活動を強化する。
実施日	<p>(1) 男女共同参画意識の高揚</p> <p>派遣希望なく、実績なし</p> <p>(2) デートDV防止教育</p> <p>6月20日、6月30日、10月18日、7月6日、10月18日、1月25日、2月9日、2月22日、2月23日</p>
参加人数	<p>(1) 男女共同参画意識の高揚 0人</p> <p>(2) デートDV防止教育 954人(8校)</p>
アンケート理解度	<p>【デートDV防止教育】8校平均</p> <p>よく理解できた76.7%、少しは理解できた21.9%、あまり理解できなかった1.4%</p>

事業名	男女共同参画情報誌「Mi☆Ra i 第14号」発行
男女共同参画計画位置づけ	<p>基本的課題1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり</p> <p>(1) 男女共画に関する意識の高揚</p> <p>③男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進</p>
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報誌を発行、全世帯に配布し、市民へ男女共同参画に関する啓発を行う。
発行内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やつしろ平成29年12月号への折込により、全世帯に配布 ・A4版 2ツ折 全4ページ 2色刷り ・情報誌の企画編集にあたっては、幅広い人材を確保するため、市民スタッフを公募した ・市民スタッフ(5人)と協働で企画編集作業などを行い情報誌を発行した

事業名	いっそDEフェスタ 2018 開催		
男女共同参画 計画位置づけ	基本的課題1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり (2) 男女共画に関する意識の高揚 ③男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進		
目的	・市民を対象にしたイベント、講演会、講座等を開催し、男女共同参画に関する啓発を図る。		
実施日時	平成30年2月11日(日) 13:00~15:30		
場所	やつしろハーモニーホール 市民ホールほか		
参加人数	講演会 350人 フリーマーケット・ワークショップ・販売 600人 延べ 950人	実施 方法	いっそDEフェスタ実行委員会に委託し、市民との協働により開催
イベント概要			
ステージイベント(市民ホール) 開場 12:30 開演 13:00			
13:00~13:30	オープニング	・主催者挨拶 (市長・実行委員会委員長挨拶) ・八代みらいネットによるテーマトーク	
13:30~15:00	講演会	『ご近所から始まる!!男女共同参画 ~まちで輝く女と男~』 講師:フリーキャスター 堀尾 正明 氏	
各種イベント(多目的ホール・会議室)			
10:30~12:00	ワークショップ	・ジェンダーかるたで考えよう ~男の本音 女の本音~ ・親子でチャレンジ! スマホごまを作ろう! ・いぐさで遊ぼう!リースづくり ・ほのぼのフォトグラフ	
10:30~15:30	ハンドメイドフリーマーケット	ハンドメイド品を作成している女性の起業支援として開催(22店舗出店)	
10:30~15:30	販売	パン、弁当、野菜の販売	
アンケート 満足度	【講演会】とても良かった71%、良かった20%、ふつう2%、無回答6% 【ワークショップ】とても良かった15%、良かった52%、ふつう23%、あまり良くなかった2%、無回答8% 【フリーマーケット】とても良かった24%、良かった46%、ふつう23%、あまり良くなかった2%、無回答5%		

V

データでみる八代市の男女共同参画の状況

八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

1. 審議会等への女性の登用状況

(1) 地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会(委員会数 6)

委員会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
教育委員会	4	2	50.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
公平委員会	3	1	33.3
監査委員	3	0	0.0
農業委員会	36	2	5.6
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
小計①	53	5	9.4

(2) 地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会(審議会数 36)

	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計②	480	139	29.0

	委員総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
合計(①+②)	533	144	27.0

(3) その他要項等に基づく委員会、協議会、懇話会等(委員会等数 31)

委員会、協議会、懇話会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計③	424	152	35.8

※(1)(2)(3)の合計(審議会等数 85)

合計	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
計(①+②+③)	957	296	30.9

2. 女性議員

区分	現員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
八代市議会	28	1	3.6

3. 女性職員の役職登用状況 (※各種委員会を含み、現業職員を除く)

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

	職員総数	課長級以上	補佐級	係長級	役付計
職員総数(女性+男性)	1100	129	228	79	436
女性の数	439	12	43	30	85
女性の割合(%)	39.9	9.3	18.9	38.0	19.5

○八代市における審議会等委員への女性の登用状況

	地方自治法第180条の5 に基づく委員会 ①			地方自治法第202条の3 別表7による審議会 ② ※広域を含まない			合計 ①+②			その他要項等による 委員会、審議会、協議 会等 ③			合 計 ①+②+③		
	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)
H25.3.31	55	7	12.7	527	154	29.2	582	161	27.7	491	110	22.4	1,073	271	25.3
H26.3.31	55	5	9.1	532	168	31.6	587	173	29.5	376	128	34.0	963	301	31.3
H27.3.31	55	5	9.1	552	176	31.9	607	181	29.8	360	128	35.6	967	309	32.0
H28.3.31	53	4	7.5	575	184	32.0	628	188	29.9	343	118	34.4	971	306	31.5
H29.3.31	53	4	7.5	493	159	32.3	546	163	29.9	455	138	30.3	1,001	301	30.1
H30.3.31	53	5	9.4	480	139	29.0	533	144	27.0	424	152	35.8	957	296	30.9

○八代市の女性職員の役職登用状況

	全 体			課長級以上			補佐級			係長級			役付総数		
	職員総 数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員総 数	女性 の数	女性の 割合 (%)
H25.4.1	1,073	391	36.4	140	14	10.0	193	46	23.8	85	26	30.6	418	86	20.6
H26.4.1	1,070	393	36.7	141	13	9.2	203	49	24.1	84	22	26.2	42.8	84	19.6
H27.4.1	1,068	398	37.3	147	14	9.5	203	51	25.1	87	17	19.5	437	82	18.8
H28.4.1	1,083	417	38.5	138	13	9.4	212	50	23.6	90	25	27.8	44.0	88	20.0
H29.4.1	1,090	422	38.7	137	10	7.3	219	49	22.4	85	26	30.6	441	85	19.3
H30.3.31	1100	439	39.9	129	12	9.3	228	43	18.9	79	30	38.0	436	85	19.5

○八代市の新規採用職員の採用状況

	総 数	女性 の数	女性 の割 合	職種ごとの女性の数 ()は男性の数												
				事務 職	技術 職	保育 士	教諭 幼稚園	保健 師	看護 師	技師 臨床 検査	衛生 士	歯科 技師	放射 線	栄養 士	管理 福祉 士	社会 社会 学芸 員
H25 年度	15	8	53.3	2(4)	2(3)	2(0)		1(0)		1(0)						
H26 年度	28	16	57.1	9(5)	0(6)	2(0)	2(0)	1(0)	1(1)						1(0)	
H27 年度	20	12	60.0	6(3)	1(5)	2(0)		1(0)						1(0)		1(0)
H28 年度	36	20	55.6	11(9)	1(7)	2(0)	0(0)	2(0)	1(0)						2(0)	1(0)
H29 年度	42	19	45.2	10(18)	1(4)	4(0)	3(0)	0(0)	0(0)						1(0)	0(1)
H30 年度	45	25	55.6	12(15)	2(5)	5(0)	1(0)	3(0)	0(0)						1(0)	1(0)

男女共同参画推進室への相談状況

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

	受付内容	件数(人)	処理状況	件数
市の施策に関する苦情		—		—
私人間の事案	ドメスティック ・バイオレンス	2 (2)	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	- 2 -
	セクシュアル ・ハラスメント	—	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	- - -
	家族関係	1 (1)	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	1 - -
	仕事関係	—	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	- - -
	その他	2 (2)	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	2 - -
合計	5 件		専門委員による助言指導	—
			他の機関を紹介	2
			窓口相談	3
			その他	—

VI

資 料

八代市男女共同参画推進条例

平成 17 年 8 月 1 日
条例第 8 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する施策（第 10 条—第 13 条）
- 第 3 章 八代市男女共同参画審議会（第 14 条・第 15 条）
- 附則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を謳っている。にもかかわらず、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

八代市は、伝統的な保守性と進取の精神が対峙し、又は包容しながら誇るべき歴史と文化を培ってきた。

しかしながら一部ではあるが、閉鎖的、排他的な気風と慣習が残り、男性を中心とする意識や、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が今なお存在している。また、市民生活のさまざまな場面において、女性は控えめであることが求められ、女性自身もまたこれを容認する傾向が残っている。

このような状況を踏まえ、すべての「ひと」男女が、社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、自分らしく個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合い、幸せな生活が送れるまちの実現をめざして、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、実現すべき姿の達成に向けて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (3) ジェンダー 男女の役割を固定的に捉える社会的、文化的に培われ形成されてきた性別をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。
- (5) 積極的格差是正措置 第 1 号に規定する機会についての男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が共に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動を円滑に行うことができるよう配慮されること。
(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。
 - イ 「男らしさ」「女らしさ」という観念にとらわれず、「その人らしさ」を尊重しあう家庭になること。
- (2) 職場において実現すべき姿
 - ア 育児休業や介護休業を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できるようになること。
 - イ 採用、配置、賃金、昇進等の男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、ジェンダーにとらわれない生き生きとした職場になること。
 - ウ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつくられること。
- (3) 学校において実現すべき姿
 - ア 教育のあらゆる分野で、「男の子だから」「女の子だから」ではなく、個性を尊重し能力を発揮できる教育が進むこと。
 - イ 男女共同参画の推進について指導者の研修の機会が増進されること。
- (4) 地域において実現すべき姿
 - ア 古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域がつくられること。
 - イ 男女が対等に地域活動に参画することにより、住みよい地域づくりに貢献できること。
(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「施策」という。)を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、男女共同参画に関する教育の推進、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、国、県、他の地方公共団体その他関係団体(事業者を含む。)との連携に努めなければならない。
(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において、自ら進んで男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、率先して男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 公衆に表示する情報を発信しようとするものは、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する施策

(行動計画)

第10条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を聴くとともに、八代市男女共同参画審議会に意見を求めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(男女共同参画週間)

第11条 市は、市民の間に広く男女共同参画について関心と理解を深め、男女共同参画の推進に関する活動への積極的な参加を促すため、八代市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設ける。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組みを積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 市民又は市内に在勤する者若しくは在学する者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害されたことについて苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出について、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する事務を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するほか、必要な体制の整備を行うものとする。

4 前項の機関は、第1項の規定により施策についての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて市長に対し説明及び関係資料の提出等を求め、必要があると認めるときは、勧告等を行うことができる。

5 第3項の機関は、第1項の規定により人権を侵害されたことについての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて関係者に対し、その協力を得た上で資料

の提供及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うとともに、市長に対して勧告するよう求めることができる。

(年次報告)

第 13 条 市長は、毎年度男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第 3 章 八代市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 14 条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例(平成 13 年八代市条例第 31 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

八代市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 8 月 1 日
規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八代市男女共同参画推進条例(平成 17 年八代市条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の処理)

第 2 条 条例第 12 条第 3 項に規定する機関として男女共同参画専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

- 2 専門委員は 3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。
- 4 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門委員は、再任されることができる。
- 6 市長は、専門委員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は専門委員に職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務等)

第 3 条 専門委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定により、苦情等の申出について調査し、助言、是正の要望、勧告等を行うこと。
- (2) 前号に規定する職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。
- 2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
- 3 専門委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行う。
 - (1) 職務の執行の方針に関する事項
 - (2) 職務の執行の計画に関する事項
 - (3) その他専門委員が合議により処理することが適当であると認められる事項
- 4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情等の申出)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項の規定による申出は、書面(様式第 1 号)により行うものとする。ただし、専門委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

- 2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、専門委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第 5 条 専門委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁判等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項
 - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
 - (5) 条例又はこの規則に基づく専門委員の行為に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、専門委員が調査することが適当でないと認める事項
- 2 専門委員は、条例第12条第1項の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 3 専門委員は、前2項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面(様式第2号)により通知するものとする。
(調査開始の通知等)
- 第6条 専門委員は、条例第12条第1項の規定による申出について調査を開始するときは、市長又は関係者に対し、その旨を書面(様式第3号)により通知するものとする。ただし、人権侵害の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。
- 2 専門委員は、条例第12条第4項又は第5項の規定により、市長又は関係者に対し説明及び関係資料の提出等を求めるときは、書面(様式第4号及び第5号)により依頼するものとする。
(調査結果等の通知等)
- 第7条 専門委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し書面(様式第6号)により通知するものとする。この場合において条例第12条第4項の勧告等又は同条第5項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。
- 2 専門委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第12条第4項の勧告等又は同条第5項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした市長又は関係者に対し、書面(様式第7号)により通知するものとする。
(勧告、意見表明及び助言)
- 第8条 専門委員は、条例第12条第4項の申出について調査した結果、必要があると認めるときは、市長に対し、同項の勧告のほか、意見表明又は助言をするものとする。
- 2 条例第12条第4項の勧告又は前項の意見表明若しくは助言は、書面(様式第8号)により行うものとする。
(助言、是正の要望等)
- 第9条 専門委員は、条例第12条第5項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した文書の交付を求められたときは、書面(様式第9号)により交付するものとする。
- 2 条例第12条第5項の是正の要望等は、書面(様式第10号)により行うものとする。
 - 3 専門委員は、市長に対して条例第12条第5項の勧告を求めるときは、書面(様式第11号)により行うものとする。
 - 4 市長は、前項により勧告を求められた場合において、必要があると認めるときは、書面(様式第12号)により勧告するものとする。
(是正その他の措置の報告)
- 第10条 専門委員は、条例第12条第4項の勧告又は第8条第1項の意見表明を行ったときは、市長に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告(様式第13号)を求めるものとする。

(処理状況報告書)

第 11 条 専門委員は、毎年度 1 回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

(審議会)

第 12 条 条例第 14 条に規定する八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 行動計画の策定に関する事項

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の評価に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、前項に定める事項について市長に意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第 13 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 14 条 会議は会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(窓口)

第 15 条 条例第 12 条第 1 項に規定する苦情等の申出の受付及び審議会の庶務については、市民環境部人権政策課において処理する。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例施行規則(平成 14 年八代市規則第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 25 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 10 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式(省略)

八代市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成 29 年 1 月 20 日～平成 31 年 1 月 19 日（2 年間）又は

任期：平成 29 年 5 月 23 日～平成 31 年 1 月 19 日（森委員・山口委員）

	氏 名	
委員	こが けいこ 古閑 啓子	
委員	こが のりつぐ 古賀 倫 嗣	学識経験者
委員	さわ まゆみ 澤 真由美	
委員	しいば ひろこ 椎葉 広子	
会長	しげもと きみしげ 重本 公茂	学識経験者
委員	たのうえ あけみ 田上 朱美	
委員	なかしま たかとし 中島 孝利	
委員	なす てつお 那須 哲夫	
委員	みなかみ じゅんこ 水上 順子	
副会長	もみのき めぐみ 樅木 恵	
委員	もり ことえ 森 毎恵	学識経験者
委員	やまぐち こうじ 山口 孝二	

（50音順 敬称略）

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2018/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
1	八代市女性模擬議会	女性模擬議会の記録	120	記録として (男女共同参画)	記録	一般	
2	山田家の食卓	---	45	男女共同参画	--	--	
3	ドメスティックバイオレンス 家庭内における女性と子どもへの影響	児童虐待がここ 10 年 10 倍以上に増え続けている。今、子ども達に何が起きているのか。その原因はドメステックにあるとされている。ドメステックバイオレンスの女性と子どもへの影響について、福祉に携る現場の方々のお話を交えて考える。	25	DV	学習	一般	1988 年作
4	ドメスティックバイオレンス どうして私を殴るのですか ～妻や恋人への暴力は犯罪です～	夫や恋人からの暴力・・・ドメステックバイオレンスについての解説や女性へのアドバイス	25	DV	学習	一般	
5	さよなら！職場の セクシュアルハラスメント	職場の効率的運営から見ても見逃せないセクハラ。その防止への取組みをドラマ形式で説明。	27	セクシュアルハ ラスメント	学習	一般	1998 年作
6	根絶！夫からの暴力'04 (改訂版)	平成 13 年 4 月配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。夫からの暴力に悩む女性を主人公にしたドラマを通して、それがどのような法律であるか、実際暴力を受けている人を保護するためにどのような政策がなされているかを紹介する。「配偶者暴力防止法」が改正されたことを受けて一部改定したものである。	27	DV	ドラマ	一般	2004 年作
7	21 世紀はみんなが主役 男女共同参画社会基本法 のあらまし	①男女共同参画社会とは何か ②男女共同参画社会の実現の必要性 ③男女共同参画社会基本法成立に至るまでの経緯 ④男女共同参画社会基本法の5つの基本理念 ⑤国の取組み	23	男女共同参画	ドラマ	一般	2002 年作
8	ロボットハートのぎもん	男の子、女の子って何ですか？—人間の心がわからないロボット「ハートン」の疑問をアカリとユウキは解決できるか？	17	男女共同参画	アニメ	小学生 高学年	2004 年作

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2017/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
9	ならんで一緒に歩きたい 男女共同参画社会づくりに 向けて	日本女性がいま、どのような問題を抱えているのか、また、日本が女性問題の解決に向け、世界にどれだけ貢献できるのかななどをまとめた作品。	16	男女共同参画	学習	一般	1996 年作
10	元気に再チャレンジ！ ～キラキラしている女性 たち～	再就職を目指す主婦が、不採用の連続という厳しい現実にも直面しながらも、地域の女性センターなどで開催される「再就職支援セミナー」に参加することで勇気づけられ、再び求職活動に積極的に取り組む。果たして努力は実るのか？実際に再チャレンジを果たした女性たちが登場し、実体験を語りながら力強いエールを送る。	25	男女共同参画	ドラマ	一般	2006 年作
11	体験！発信！チャレンジ・ ストーリー ～まちづくりにかける元気な 女性たち～ダイジェスト版	まちづくりにかける元気な女性たちの事例3件を紹介。・滋賀県栗東市：NPO 法人「びいめ～る企画室」コミュニティ・ショップの夢にチャレンジ！・熊本県宇城市：「風の会」歴史ある町並みを蘇らせる女性たち！・京都府舞鶴市：NPO 法人「舞鶴市女性センターネットワークの会」“人”と“気持ち”をつなげたい！	39	男女共同参画	ドキュメント	一般	2006 年作
12	ワーク・ライフ・バランス ～働きがいのある職場と 生き生きした暮らし～	ワーク・ライフ・バランスとは、多様化する生活スタイルや働き方に対する新たな取り組みのこと。仕事と生活の調和を図るために、ワーク・ライフ・バランスを推進する組織や個人の取り組みを紹介する。	27	男女共同参画	学習	一般	2007 年作
13	夢へのパスポート ～まちづくりにかける元気な 女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ。内閣府が男女共同参画のロールモデルとして発信する第2弾。本作では、新潟県上越市、岐阜県郡上市、東京都大田区の女性たちの奮闘ぶりを描く。	87	男女共同参画	ドキュメント	一般	2007 年作 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2017/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
14	明日への道しるべ ～まちづくりにかける元気な女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ、第3弾。本作では、青森県八戸市(はちのへ女性まちづくり塾生の会)「再発見！私たちのオリジナル観光マップ」、福島県安達郡大王村(森の民話茶屋)「伝えたい！民話で語る村の心」の女性たちの活動を追いかける。	60	男女共同参画	ドキュメント	一般	2008 年作 《DVD》
15	配偶者からの暴力の根絶をめぐって～配偶者暴力防止法のしくみ～	配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力は、あなたの身近なところでおきています。このDVDでは、配偶者からの暴力の根絶をめぐって、「配偶者暴力防止法」のしくみ等についてわかりやすく紹介しています。	35	DV	学習	一般	2008 年作 《DVD》
16	デートDV ～相手を尊重する関係をつくる～	DV(ドメスティック・バイオレンス)は親密な関係の相手に対してふるうからだと心への暴力です。これは大人だけの問題ではありません。若者の間でも広くおきています。デート相手にするので「デートDV」と呼びます。若者たいが、DVをする人にもされる人にもならないために学ぶ教育が、今必要とされています。 若者たちが「デートDV」とは何か、なぜおきるのか理解し、それが自分の問題だと気づくことや学ぶことが必要です。学校などで若者たちが、相手を尊重する関係をつくる大切さを、具体的にわかりやすく学べるように制作されています。	30	デートDV	学習	生徒 一般	2006 年作 《DVD》 字幕入り
17	人と人とのよりよい関係をつくるために — 交際相手とすてきな関係をつくっていくためには—	若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために」を使った授業の例を指導者向けにわかりやすく解説した教材です。若年層にそのまま視聴できる部分も含めた構成になっています。	42	デートDV	学習	生徒 一般	2010 年作 《DVD》 一部字幕 入り

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2017/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
18	わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識① 「セクハラになる時、ならない時」	どのような時にセクハラになり、どのような時にはならないのか。また相手によってセクハラになったりならなかったりする理屈を、アニメを用いてわかりやすく解説。他に人権侵害型とジェンダー型のグレーな事例を詳しく解説。 ・セクハラになる時とならない時の違いは何か ・ジェンダー型セクハラ など	24	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般	《DVD》
19	わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識② 「あなたならどうする？」	ディスカッション用の事例ドラマと、考えるヒントとしての設問・解説によって構成。微妙なセクハラ事例の当事者となったとき、どのような対応をすればよいかを考える教材。 ・上司から個人的な行為を寄せられた部下 ・部長によるセクハラ行為を部下から相談された課長	25	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般 (管理職 向け)	《DVD》
20	ムーブフェスタ 2009 ミュージカル 扉の向こうに	北九州市男女共同参画センター“ムーブ”制作オリジナルミュージカルを収録。 仕事、家庭、介護、結婚、夫婦などの視点から共同参画を実感できる内容です。	100	男女共同参画	ミュージカル	一般	2010年 《DVD》
21	私らしくマイノリティを生きる ～女性差別撤廃条約のいま～	複合的な差別を乗り越えようとしている当事者の声を紹介。見ようとしなければ見えにくいマイノリティの立場に置かれた人びとへの差別に気づき、あわせて女性差別のない社会に向けて立ち上がる必要性を学ぶことができる作品。	20	男女共同参画	学習	一般	《DVD》
22	いろんな性別 LGBTに聞いてみよう！	LGBT(性的少数者)について、アニメーションの動物たちが説明しながら、実写部分で小学5年生15人がLGBTの大人6人にいろいろな質問をする内容です。先生向け用も収録されています。	児童 用 34 先生 用 30	性的マイノリ ティ	学習	児童 教師 一般	2011年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2018/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
23	セクシュアルマイノリティ入門「もしも友だちがLGBTだったら」	高校生の主人公がLGBTであることを周囲に打ち明けるまでの葛藤が、ドラマ仕立てで描かれています。ドラマ収録後に当事者メッセージも収録してあります。	20	性的マイノリティ	ドラマ インタビュー	生徒 一般	2010年 《DVD》
24	あなたがあなたらしく生きるために	性的マイノリティについて正しい理解を持ち、さらに誰もが自分らしく毎日を過ごすため、立場の異なる一人一人が何をすべきか、また、社会全体がどんな取り組みをすべきなのかをわかりやすく解説しています。	30	性的マイノリティ	学習 ドラマ	一般	2014年 《DVD》
25	安心できる避難所づくり ～男女共同参画の視点から 避難所運営に～	災害はいつでもどこでもおかしきありません。その時のために、どのような避難所づくりが大切なのか、男女共同参画の視点から解説しています。	26	男女共同参画	学習	一般	2013年 《DVD》
26	ワーク・ライフ・バランスを知っていますか？ ～働くオトコたちの声～	ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と「生活」を調和させるライフスタイルのことをいいます。本作品では、ワーク・ライフ・バランス社会の実現を目指す企業や、仕事と家庭の理想的なバランスを実践する人々の姿をドキュメンタリーで紹介してあります。	26	男女共同参画	ドキュ メンタ リー	一般	2008年 《DVD》
27	なぜ企業に人権啓発が必要なのか	企業を舞台に日常の会社生活の一コマを切り取ったわかりやすいドラマとして構成。改めて人権について考えるための素材として活用いただけます。	22	人権全般	ドラマ	一般 事業所	2014年 《DVD》
28	専門家から学ぶハラスメント対応 ～被害者・行為者ヒアリングから問題解決まで～	企業の相談担当初心者から経験者までを対象としており、最近の女性活躍を背景にした事例に沿って、専門家による経験に基づいた解説が収録されています。	50	人権全般	学習	一般・事 業所(人 権担 当者)	2014年 《DVD》

29	企業と人権 ～職場からつくる人権尊重社会	企業がなぜ人権に取りくむ必要があるのか、企業が関わる主な人権課題にはどのようなものがあるのか等について、対処のポイントや先進事例を含め、分かりやすく解説しています。・ハラスメント(パワーハラスメント・セクシャルハラスメント)・LGBT(性的少数者)に対する差別・偏見など	40	職場の人権	ドラマ 取組事例	一般	2017年 《DVD》
30	活かそう！職場のダイバーシティ 一人ひとりがいきいきと働くために	働く環境は雇用や勤務の形態、性別や国籍、障害の有無など従来以上に幅が広がっています。多様な個性を活かすコミュニケーションのあり方を事例を通して解説します。	25	職場の人権	ドラマ 取組事例	一般	2009年 《DVD》
31	活かそう！職場のダイバーシティ 多様性を活かすリーダーになるために	働く環境は雇用や勤務の形態、性別や国籍、障害の有無など従来以上に幅が広がっています。管理職に欠かせない「コミュニケーション」と「リーダーシップ」のあり方を解説します。	25	職場の人権	ドラマ 取組事例	一般	2009年 《DVD》

八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）

プロフィール	<p>八代みらいネット（八代市男女共同参画社会づくりネットワーク）は、男女がともにいきいきと暮らす社会づくりをめざして、地域で活動する個人や団体が集まったネットワークです。</p> <p>男女共同参画についての学習会や啓発グッズの開発などの自主活動のほか、八代市主催事業（いっそ DE フェスタなど）への参画等、積極的な活動を展開しています。</p> <p>モットーは「一人の百歩よりも百人の一步」。ともに歩む仲間をいつでも募集中です。グループでも個人でも大歓迎。みなさまの参加をお待ちしています。</p>
主な活動内容	<p>出前講座、会員学習会、会員レクリエーション、啓発グッズの作成、市主催事業の受託（いっそ DE フェスタ）、通常総会（年1回）、定例会（2か月に1回）など</p>
会 員	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 個人会員 満20歳以上の者であって、八代市内に居住又は通勤・通学する者 ◇ 団体会員 八代市内に主な活動拠点を有する団体

啓発グッズ【ジェンダーかるた】



会員学習会



いっそDEフェスタ





八代市男女共同参画
シンボルマーク

発行者：八代市
所属：人権政策課
発行年度：平成30年度